

平成 2 0 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成20年各会計定例監査、平成19年度決算審査(各会計歳入歳出及び公営企業各会計)、平成19年財政援助団体等監査、平成19年行政監査(指定管理者制度による公の施設の管理について、公共交通機関の整備・運営について)、平成19年各会計定例監査、平成18年度決算審査(公営企業各会計)、平成18年行政監査(都の土地及び建物の管理について、病院における収入管理について)、平成18年各会計定例監査、平成17年度決算審査(公営企業各会計)及び平成16年度決算審査(出納長所属各会計)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成20年11月27日

| | | |
|---------|-------|---|
| 東京都監査委員 | こいそ | 明 |
| 同 | 名 取 憲 | 彦 |
| 同 | 三 栖 賢 | 治 |
| 同 | 筆 谷 | 勇 |
| 同 | 金 子 庸 | 子 |

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1 報告の概要 | 1 |
| 第2 報告の内容 | |
| 平成20年各会計定例監査 | 3 |
| 平成19年度決算審査（各会計歳入歳出） | 24 |
| 平成19年度決算審査（公営企業各会計） | 26 |
| 平成19年財政援助団体等監査 | 27 |
| 平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について） | 33 |
| 平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について） | 38 |
| 平成19年各会計定例監査 | 40 |
| 平成18年度決算審査（公営企業各会計） | 44 |
| 平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について） | 47 |
| 平成18年行政監査（病院における収入管理について） | 50 |
| 平成18年各会計定例監査 | 51 |
| 平成17年度決算審査（公営企業各会計） | 52 |
| 平成16年度決算審査（出納長所属各会計） | 52 |

第1 報告の概要

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、表1のとおり、執行機関から通知があった。今回、通知を受けた件数は134件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。また、残る121件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

(表1) 講じた措置の件数

| 区分 | 監査実施期間 | 結果内訳 | 措置対象 A | 措置済 B | 今回措置 C | 改善中 A-(B+C) |
|---|-------------------------|-------|-----------|----------|-----------|----------------|
| 平成20年 各会計定例監査 (平成19年度執行分) | 平成20.1.17 ~平成20.9.5 | 指摘 | 103 | - | 61 | 42 |
| | | 意見・要望 | 7 | - | 2 | 5 |
| | | 計 | 110 | - | 63 | 47 |
| 平成19年度 決算審査 (各会計歳入歳出) | 平成20.7.17 ~平成20.9.5 | 指摘 | 20 | - | 13 | 7 |
| | | 意見・要望 | 1 | - | 0 | 1 |
| | | 計 | 21 | - | 13 | 8 |
| 平成19年度 決算審査 (公営企業各会計) | 平成20.6.2 ~平成20.8.6 | 指摘 | 3 | - | 3 | 0 |
| | | 意見・要望 | - | - | - | - |
| | | 計 | 3 | - | 3 | 0 |
| 平成19年 行政監査 (指定管理者制度による公 の施設の管理について) | 平成19.9.26 ~平成20.1.31 | 指摘 | 36 | 10 | 12 | 14 |
| | | 意見・要望 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | | 計 | 40 | 10 | 12 | 18 |
| 平成19年 行政監査 (公共交通機関の整備・運営 について) | 平成19.9.18 ~平成20.1.31 | 指摘 | 1 | 1 | - | - |
| | | 意見・要望 | 11 | 4 | 4 | 3 |
| | | 計 | 12 | 5 | 4 | 3 |
| 平成19年工事監査 | 平成19.1.18 ~平成20.1.23 | 指摘 | 38 | 38 | - | - |
| | | 意見・要望 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| | | 計 | 41 | 40 | 0 | 1 |
| 平成19年 財政援助団体等監査 | 平成19.8.27 ~平成20.1.23 | 指摘 | 49 | 35 | 10 | 4 |
| | | 意見・要望 | 8 | 1 | 5 | 2 |
| | | 計 | 57 | 36 | 15 | 6 |
| 平成19年 各会計定例監査 (平成18年度執行分) | 平成19.1.16 ~平成19.9.5 | 指摘 | 114 | 95 | 8 | 11 |
| | | 意見・要望 | 7 | 4 | 2 | 1 |
| | | 計 | 121 | 99 | 10 | 12 |
| 平成18年度 決算審査 (公営企業各会計) | 平成19.6.1 ~平成19.9.3 | 指摘 | 9 | 3 | 4 | 2 |
| | | 意見・要望 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 計 | 10 | 3 | 4 | 3 |
| 平成18年 財政援助団体等監査 | 平成18.8.28 ~平成19.1.17 | 指摘 | 35 | 34 | 0 | 1 |
| | | 意見・要望 | 5 | 5 | - | 0 |
| | | 計 | 40 | 39 | 0 | 1 |
| 平成18年 行政監査 (病院における収入管理に ついて) | 平成18.9.6 ~平成19.1.17 | 指摘 | 33 | 21 | 1 | 11 |
| | | 意見・要望 | - | - | - | - |
| | | 計 | 33 | 21 | 1 | 11 |
| 平成18年 行政監査 (都の土地及び建物の管理 について) | 平成18.9.5 ~平成19.1.17 | 指摘 | 26 | 22 | 2 | 2 |
| | | 意見・要望 | 9 | 2 | 4 | 3 |
| | | 計 | 35 | 24 | 6 | 5 |
| 平成18年 各会計定例監査 (平成17年度執行分) | 平成18.1.12 ~平成18.9.8 | 指摘 | 57 | 55 | 1 | 1 |
| | | 意見・要望 | 4 | 4 | 0 | - |
| | | 計 | 61 | 59 | 1 | 1 |
| 平成17年度 決算審査 (公営企業各会計) | 平成18.6.1 ~平成18.8.9 | 指摘 | 6 | 5 | 1 | 0 |
| | | 意見・要望 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | | 計 | 8 | 6 | 1 | 1 |
| 平成17年 行政監査 (情報システムの運用管理 について) | 平成17.9.26 ~平成18.2.1 | 指摘 | 12 | 12 | - | - |
| | | 意見・要望 | 4 | 3 | 0 | 1 |
| | | 計 | 16 | 15 | 0 | 1 |
| 平成17年 財政援助団体等監査 | 平成17.9.7 ~平成18.2.1 | 指摘 | 33 | 32 | 0 | 1 |
| | | 意見・要望 | 8 | 7 | 0 | 1 |
| | | 計 | 41 | 39 | 0 | 2 |
| 平成16年度 決算審査 (出納長所属各会計) | 平成17.7.21 ~平成17.9.7 | 指摘 | 18 | 18 | - | - |
| | | 意見・要望 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| | | 計 | 21 | 20 | 1 | 0 |
| 平成16年度 決算審査 (公営企業各会計) | 平成17.6.3 ~平成17.9.7 | 指摘 | 11 | 10 | 0 | 1 |
| | | 意見・要望 | - | - | - | - |
| | | 計 | 11 | 10 | 0 | 1 |
| 合 計 | | 指摘 | 604 | 391 | 116 | 97 |
| | | 意見・要望 | 77 | 35 | 18 | 24 |
| | | 計 | 681 | 426 | 134 | 121 |

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

| 区 分 | | 事 例 | 件 数 |
|-----------------------|--------------------------------|--|------|
| 指 摘 | 規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特命随意契約を競争契約に改めた。 ・ 過大に交付した補助金を返還させた。 ・ 公有財産の登載漏れ等を修正した。 | 74件 |
| | 会議、研修等において、関係者に周知徹底を図ったもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理に係る適正な手続・処理 ・ 適正な契約手続 ・ 土地使用料の適正な徴収事務手続 | 22件 |
| | 新たな基準の作成など、より適切な事務手続に改めたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金の適切な管理の点から、支払方法を前渡金から口座振替に変更した。 ・ 要綱を改正し、補助金の対象を明確にした。 ・ アンケート実施方針を策定し、利用者からアンケートを取り、その結果を施設運営に活かすこととした。 | 20件 |
| | 小 計 | | 116件 |
| 意 見 ・ 要 望 | 事務のより一層の改善を図ったもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイルサーバの保守実施時間を、より実態に即したものに変更した。 ・ 業者選定に係る手続を規定した。 ・ 市場価格を適切に材料単価に反映させるため、調査態勢を確立した。 | 9件 |
| | 土地及び施設の利活用に努めたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空きスペースの利用者を公募し、施設の有効活用を図った。 ・ 設置意義が薄れた職務住宅を廃止した。 | 5件 |
| | 会社の経営及び運営の改善に取り組んだもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関において、設備修繕計画及び長期資金計画を策定した。 ・ 特許権の管理について、共同開発会社と契約書を締結した。 | 4件 |
| | 小 計 | | 18件 |
| 合 計 | | | 134件 |

第2 報 告 の 内 容

〔平成20年各会計定例監査〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|------------|---------------------------------|---|---|
| 知事本局 | 複写サービスに関する契約の変更を適正に行うべきもの | <p>局は、複写サービスに関する単価契約をAと締結しているが、単価契約においては、予定数量（推定総金額）が重要な要件として、入札金額に反映されることから、当初の数量を超過することが予定される場合は、新たな契約として処理しなければならない。</p> <p>局は、コピーの年間予定枚数が超過した平成20年10月末で契約を打ち切り、同年11月1日から新たな契約を結んでいるが、使用状況を見たところ、10月分で年間予定枚数を超過しており、9月末で契約を打ち切り、新たな契約を締結すべきであったのに、これを行っていない。</p> | <p>使用枚数が予定枚数に近くなってきたら、使用枚数を頻繁に確認し、必要な手続を取るよう、平成20年6月30日付けで、各課・ラインに対し指導した。</p> |
| 青少年・治安対策本部 | 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの | <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかし、局の産業廃棄物運搬及び処分委託契約を見たところ、処分許可業者でないBと締結しており、適正でない。</p> | <p>平成20年6月30日に、契約担当課長の指示による会議を行い、適正な契約事務を行っていくこととした。</p> |
| 総務局 | 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの | <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかし、公文書館の産業廃棄物の収集運搬及び処分委託契約を見たところ、処分許可業者でないCと締結しており、適正でない。</p> | <p>今後は、事前に許可証を確認の上、適正に契約を行うことを、平成20年6月3日職場内会議で職員に周知徹底した。</p> |
| 総務局 | 製作委託により納入された備品の管理を適正に行うべきもの | <p>公文書館では、展示用パネルを委託作成（契約金額：94万5,000円）したが、取得単価が5万円以上であるにもかかわらず、備品としての管理を行っていない。</p> | <p>平成20年5月22日付けで物品管理システムに登録を行った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|------------------------------|---|--|
| 主税局 | 個人事業税の課税を適正に行うべきもの | 葛飾都税事務所では、不動産貸付業と駐車場業を行っているDに対し、駐車場について平成19年度に課税しているが、平成17年度及び18年度においても駐車場の形態は同様であるにもかかわらず、それぞれの年度において課税を行っていなかった。 | 平成17年度及び平成18年度も同様の状況であったことを確認し、平成20年3月3日、増額賦課決定を行い、翌日、個人事業税増額賦課決定通知書を納税者あてに送付した。 |
| 主税局 | 個人事業税の課税を適正に行うべきもの | 杉並都税事務所では、不動産貸付業と駐車場業を行っているEに対し、不動産貸付業から生じた所得のみを個人事業税の課税対象としており、駐車場業から生じた所得については課税を行っていなかった。 | 現地調査を行い、平成17年度から平成19年度分について、平成20年3月3日、増額賦課決定を行い、同日、個人事業税増額賦課決定通知書を納税者あてに送付した。 |
| 主税局 | 住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行うべきもの | 足立都税事務所では、土地の分筆登記が行われた際に、現地調査を行い、住宅用地を130.61㎡、それ以外の土地を非住宅用地として14.45㎡と認定している。 しかし、土地の認定状況に係る関係書類を見たところ、非住宅用地は28.91㎡であると認められた。この結果、固定資産税・都市計画税3万6,324円が課税不足となっている。 | 現地調査を行い、平成18年度から平成19年度分について、平成20年5月9日に賦課決定を行い、同日、決定通知書を納税者あてに送付した。 |
| 主税局 | 住宅用地及び非住宅用地の認定を適正に行うべきもの | 品川都税事務所では、品川区内の土地1,471.15㎡のうち、住宅用地を735.58㎡、非住宅用地を735.57㎡と認定している。 しかし、現地調査を行った結果、住宅用地は874.12㎡、非住宅用地は597.03㎡であると認められた。この結果、固定資産税・都市計画税171万1,222円が課税超過となっている。 | 現地調査を行い、平成15年度から平成19年度分について、平成20年6月10日に賦課決定を行い、平成20年6月25日に課税超過額を全額還付した。 |
| 主税局 | 固定資産税・都市計画税（家屋）の課税を適正に行うべきもの | 品川都税事務所では、平成16年7月に家屋数棟の滅失処理を行っているが、この際に、現存している住宅1棟についても誤って滅失処理を行ったことから、固定資産税・都市計画税1万8,417円が課税漏れとなっている。 | 現地調査を行い、平成17年度から平成19年度分について、平成20年4月10日に賦課決定を行い、同日、決定通知書を納税者あてに送付した。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---------------------------------|---|---|
| 主税局 | 固定資産税・都市計画税（家屋）の課税を適正に行うべきもの | 杉並都税事務所では、JR中央線の高架下の家屋1棟を課税客体として捕捉しておらず、固定資産税・都市計画税42万9,135円が課税漏れとなっている。 | 現地調査を行い、平成15年度から平成19年度分について、平成20年4月10日に賦課決定を行い、同日、決定通知書を納税者あてに送付した。 |
| 主税局 | 固定資産税・都市計画税（家屋）の課税を適正に行うべきもの | 足立都税事務所では、足立区に所在する家屋の増築部分を課税客体として捕捉しておらず、固定資産税・都市計画税1万3,502円が課税不足となっている。 | 現地調査を行い、平成15年度から平成19年度分について、平成20年4月10日に賦課決定を行い、同日、決定通知書を納税者あてに送付した。 |
| 主税局 | 滞納処分の執行停止に係る事務処理を適正に行うべきもの | <p>渋谷都税事務所では、高額滞納者であるFが納付すべき個人事業税及び自動車税について、滞納処分の執行停止と同時に欠損として処理している（以下「同時欠損」という。）。しかし、関係書類を調査したところ、Fの資力の回復の可否等について十分な調査が行われていないことが認められた。</p> <p>所は、当該案件については、同時欠損として処理するのではなく、執行停止から2年を経過した日以後に十分な調査を行った上で、不納欠損とするか、または、滞納処分の執行停止を取り消すかを判断した上で処理すべきであった。</p> | 平成20年9月8日全体課長会において、全都税事務所の納税・徴収課長に対して、同時・即時欠損に係る通達基準の周知徹底と同基準に基づく適正な事務処理の徹底を指示した。 |
| 主税局 | 産業廃棄物の収集運搬処分委託に係る事務処理を適正に行うべきもの | <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>しかし、練馬都税事務所の産業廃棄物運搬及び処分委託契約を見たところ、処分許可業者でないGと締結しており、適正でない。</p> | <p>事務所において、産業廃棄物の取扱いに関する研修を実施するとともに、契約時のチェック体制を構築し、今後の適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p> <p>局においても、自己検査等を通じ、廃棄物処理に係る適正な事務処理を各部署に周知徹底した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----------|-------------------------------------|--|---|
| 生活文化スポーツ局 | 業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの | <p>計量検定所では、「大型はかりの定期検査及び計量証明検査」と「中型はかりの定期検査」の業務について、委託契約を締結しており、この業務委託仕様書によれば、「定期検査等業務報告書については、1か月単位で作成し当該月末日までに提出する。」とし、また、「契約代金の支払いは、履行確認後、毎月支払うものとする。」としている。</p> <p>しかし、監査日（平成20.1.22）現在、大型はかりに係る報告書は、平成19年10月分以降は提出がなく、中型はかりに係る報告書についても、12月分以降は提出がないにもかかわらず、履行確認を行わないまま委託料を支払っている。</p> | <p>「大型はかりの定期検査及び計量証明検査」と「中型はかりの定期検査」の業務について、業務受託者から提出された定期検査等業務報告書により毎月の履行確認を行った上で、支払を行っている。</p> |
| 生活文化スポーツ局 | 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの | <p>業務委託契約における仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定することは、職業安定法に抵触することとされている。</p> <p>消費生活総合センターでは、「平成19年度東京都消費生活総合センター夜間・休日利用者サービス業務委託」契約（契約金額：150万1,500円）をHと契約しているが、仕様書で業務従事者の所要人数を指定しており適正でない。</p> | <p>平成20年度の契約については、当該業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行った。また、同様の業務委託契約の仕様書の作成に当たり、職業安定法等に抵触する表記をすることのないよう、職員に周知徹底した。</p> |
| 生活文化スポーツ局 | 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの | <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、産業廃棄物の種類及び数量、受託した者の氏名又は名称等を記載した産業廃棄物管理票を、引渡しと同時に交付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、広報広聴部の「産業廃棄物運搬処理委託」契約を見たところ、数量の記載のない産業廃棄物管理票を交付しており、適正でない。</p> | <p>「産業廃棄物適正委託処理ガイドブック」を関係部署に配布し、関係法令及び産業廃棄物処理制度について周知するとともに、今後適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> |
| 都市整備局 | 都営住宅の構造に関する調査・研究委託に係る契約事務を適正に行うべきもの | <p>都営住宅経営部は、都営住宅の耐震改修を行うに当たり、都営住宅の構造的特性に合わせて耐震診断手法の見直しを行うため、3回にわたり、既存都営住宅の構造に関する調査・研究を財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターを特命して委託している（3回の契約金額：1億1,146万8,870円）。</p> <p>部は、センターを特命する理由を、「都営住宅の特性を考慮した、工学的判断に基づく新しい知見等による耐震診断手法の見直しを行うため、社会的に認知された学術機関で、評価の高い専門家による対応が必須であること」としている。</p> <p>しかし、センター以外にもこの業務を行える団体があるにもかかわらず、部は、センターを特命しており、適正でない。</p> | <p>今後、特命契約の締結に当たり、契約手続の適正化に務めるよう局内に周知した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|---------------------------|---|--|
| 都市整備局 | 電話交換機の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの | <p>第一区画整理事務所は、Iを特命して電話交換機を購入（契約金額：224万7,000円）しているが、その理由として、緊急的対応を要すること、既存電話機と接続するため同一メーカーの製品が必要なことを挙げている。</p> <p>しかし、平成19年2月に、電話交換機の交換が必要であることを保守業者から報告されているにもかかわらず、平成20年2月に発注しており、緊急性が認められないこと、電話交換機は仕様が標準化されている製品であり、特定のメーカーの製品を指定する必要がないことから、特命により購入することは適正でない。</p> | <p>今後、特命契約の締結に当たり、契約手続の適正化に務めるよう局内に周知した。</p> |
| 都市整備局 | 庁有車運行管理委託を適正に行うべきもの | <p>多摩建築指導事務所は、庁有車の運行管理業務委託を請負契約として行っているが、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準」によれば、請負契約とは、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を受託者が行っている場合あるとしている。</p> <p>ところで、この契約について見ると、委託者である所の職員が運転指示書をもって運転手に指示しており、受託者が、自ら行わなければならない運転手に対する「指示その他の管理」を行っていないため、請負契約として適正でない。</p> | <p>平成20年10月1日から仕様書を一部変更し、運行計画の作成・承認を、週単位で行うこととした。</p> <p>各課には、受託者への運行指示について周知徹底した。</p> |
| 都市整備局 | 事業用地維持管理単価契約工事を適切に行うべきもの | <p>市街地整備部は、土地区画整理事業、再開発事業等の事業用地、公共施設の維持・管理を行うため、単価契約工事を締結している。</p> <p>これらの単価契約工事は、緊急かつ小規模な工事等を対象とするものであるが、緊急性のない工事及び事業用地等を管理する目的から外れる工事を行っているものが見受けられた。これは、部及び所が、建設局の要領をそのまま準用し、土地区画整理事業等の実態に合った指示工事の内容・緊急性など単価契約の対象範囲を定めていないことによるものである。</p> <p>部は、事業の実態にあった「単価契約工事実施要領」を作成するなどして単価契約工事の対象範囲を定めた上で、適切に単価契約工事を運用するよう所を指導されたい。</p> <p>各所は、単価契約工事による指示工事を適切に行われたい。</p> | <p>平成20年9月19日「単価契約工事実施要領」を定め、その内容を所管事務所の関係係長に説明し、所内に周知徹底するよう指導した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|--------------------------------|--|---|
| 都市整備局 | 建築以来未入居となっている再開発住宅を適切に管理すべきもの | <p>都営住宅経営部は、市街地再開発事業に伴い住宅に困窮することとなる者（以下「本来使用者」という。）に使用させるための住宅（以下「再開発住宅」という。）23棟2,056戸を建設し、管理している。</p> <p>ところで、再開発住宅として建設したものの、本来使用者が入居せず、建設以来長期に渡って未入居となっている住宅がある。このような住宅は、再開発事業の施工者に利用予定を確認し、利用しないことが明らかになった場合には、一般の都営住宅と同様に公募すべきであるが、部は、これをしないまま、空き家として保有しており、適切でない。</p> | <p>建築以来、未入居となっていた17戸のうち、再開発事業用として利用する予定がない14戸は、都営住宅として利用することとした。</p> <p>残り3戸については、利用予定があることを確認した。今後、利用状況を継続的に確認していく。</p> |
| 都市整備局 | 建築基準法に基づく完了検査申請を行うよう適切に指導すべきもの | <p>建築基準法第7条では、建築物等が竣工した場合には、建築主は、建築物等が計画どおりに完成し、建築関係法令の基準に適合しているかについて、検査を受けることとされている。</p> <p>しかし、平成18年度に確認申請があったもので、平成19年3月31日現在、確認申請上の竣工期日を経過している8,120件のうち、竣工期日を経過しても完了検査済み証を交付していない建物が2,762件(34.0%)あった。</p> <p>部及び所は、これまで建築主に対して完了検査申請を促すリーフレットを配布するなど一般的な普及啓発に努めているが、確認申請上の竣工予定日を過ぎてなお完了検査申請がないものについて、個別具体的に、工事状況の確認や建築主に対する完了検査申請の指導を行っていない。</p> <p>部及び所は、完了検査申請を行うよう建築主に対して適切に指導されたい。</p> | <p>完了検査申請の指導手順を定め、平成20年10月1日受付以降の確認申請物件について、手順に基づき、建築確認時に建築主等に完了検査申請の必要性を個別に周知するとともに、確認申請上の工事完了予定日を過ぎてなお完了検査申請がない建築主に対し、完了検査の申請を行うよう指導している。</p> <p>また、指導に必要な建築確認事務システムの改修を行った。</p> |
| 環境局 | 契約事務を適正に行うべきもの | <p>多摩環境事務所では、「奥多摩体験の森浄化槽設備改修工事」を」と締結しているが、次のとおり適正でない点が認められた。</p> <p>廃棄物の処理方法等については、設計図書(仕様書等)に明示することとされているが、所は、当該契約の仕様書にその記載を行っていない。</p> <p>所は、請負者が工事で発生した産業廃棄物を監査日(平成20.4.14)現在に至っても処分していないにもかかわらず、工事が完了したとして処分料を含めた契約金額を支払っている。</p> | <p>平成20年5月15日所において、「建設工事等から生じる廃棄物の適正処理検討会」を開催し、廃棄物の処理方法等について仕様書に明記すべき内容や契約担当部署として注意すべき点について確認し、結果について係内に周知徹底した。</p> <p>なお、請負者は、平成20年5月8日に廃棄物を処分受託者に持ち込み、適切に最終処分を行い、所に産業廃棄物管理票を提出した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|-------------------------------|---|--|
| 福祉保健局 | 診療報酬の請求を適切に行うべきもの | <p>生活保護法による医療扶助を受ける患者は、福祉事務所が発行する医療券により診療を受けているが、その医療券は、福祉事務所が医療機関に作成を依頼する医療要否意見書に基づいて作成されている。</p> <p>ところで、中部総合精神保健福祉センターは、福祉事務所から医療券が未着の場合でも、加療の必要がある患者に対して診療を行っている。</p> <p>しかし、中部総合精神保健福祉センター自身が医療要否意見書を福祉事務所に提出していないために、福祉事務所が医療券を発行できない状況となっている。そのため、中部総合精神保健福祉センターは診療報酬基金等に請求できず、診療報酬993万余円が未請求となっている。</p> | <p>医療要否意見書(35件)については平成20年6月中に福祉事務所へ提出し、福祉事務所から交付された医療券をもとに、同年7月10日に診療報酬請求を行った。</p> <p>なお、医療要否意見書について福祉事務所から届き次第記入、提出しており、平成20年10月3日現在、未提出分はない。また、未収金についても、チェックリストを作成して所内管理職が毎月状況を把握するなど、管理体制を強化した。</p> |
| 福祉保健局 | 職員宿舍使用料に係る減額基準適用の確認を適切に行うべきもの | <p>障害者施策推進部は、東京都多摩療護園及び清瀬療護園に併設する各職員宿舍への入居者の指定及び入居の確認、宿舍使用料等の徴収事務等を指定管理者に委託し、部は、指定管理者から毎月、提出される使用状況報告に記載された使用料を歳入調定している。</p> <p>しかし、歳入調定に係る事務処理を見たところ、部は、指定管理者から使用料の減額の対象となる職種や変則勤務状況について根拠となる資料を徴取していないことから、減額基準の適用の可否を確認することなく、使用料を歳入調定しており、適正でない。</p> | <p>部は、指定管理者から、平成20年8月より職員宿舍使用状況報告において勤務状況表を提出させ、減額基準適用の可否を毎月確認している。</p> |
| 病院経営本部 | ペースメーカーの購入に係る契約方法を見直すべきもの | <p>大塚病院及び豊島病院では、ペースメーカーの購入について、その業者は製造元の指定代理店、または、国内唯一の輸入代理店であるためとして、それぞれ業者と特命随意契約により締結している。</p> <p>しかし、製造元が同一であるペースメーカーを、大塚病院及び豊島病院では、異なる契約相手先から購入していること、他の都立病院では、指名競争契約により購入していることから、特命随意契約によりペースメーカーを購入していることは適切でない。</p> | <p>大塚病院では、監査実施日以降の契約について、競争による契約方法に変更し、その契約実績は3件である。</p> <p>豊島病院では、7月以降の契約について、競争による契約方法に変更し、その契約実績は7件である。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|---------------------------------|--|--|
| 産業労働局 | システムのセキュリティ対策を適切に行うべきもの | <p>金融部は、貸金業者情報の登録及び管理を目的として所有するハードウェアで貸金業管理システムを運用しており、システムのセキュリティ機能を維持するため、毎年自らソフトウェアの有効期限を更新することとしている。</p> <p>ところで、このシステムの平成19年度におけるセキュリティ状況を見たところ、平成20年2月27日が有効期限であり、保守業者からも更新手続を行うよう報告を受けていたにもかかわらず、部は、有効期限の更新など機能維持の対策をとっていないことが認められた。このため、監査日（平成20.6.7）現在、新たなウイルスに対応できない状態となっており、システムの安全性が確保されていないのは適切でない。</p> | <p>平成20年6月13日（金）にセキュリティソフトの更新を行い、システムの安全性を確保した。また、ソフトの更新状況や保守業者からの報告内容については、必ず複数でチェックすることとした。</p> |
| 中央卸売市場 | 市場施設使用料の算定を適正に行うべきもの | <p>大田市場では、市場施設を市場関係者に使用指定し、使用料を徴収している。</p> <p>ところで、場がKに使用指定をしている事務棟5階について見たところ、使用指定範囲から除くべきパイプシャフト部分2.8㎡を含めて使用指定していることが認められた。この結果、年間7万2,240円を過大に徴収している。</p> | <p>平成20年2月分から使用指定面積を修正した。</p> <p>また、過大に徴収した使用料については、同年3月に使用者へ還付した。</p> |
| 中央卸売市場 | 事務室の使用料免除に係る事務処理を適切に行うべきもの | <p>築地市場は、Lに対する事務室の使用許可に当たり、Lは都が行うべき消費者普及・広報活動を補佐・代行し、その事務事業を行うことを主な目的とする団体であるとして、使用料を免除している。</p> <p>ところで、使用料の免除を受けるに当たり、Lは、毎事業年度の予算書・決算書及び事業報告書を、場に提出することとしているが、平成16年度以降の決算書及び事業報告書は提出されていないことが認められた。</p> <p>場は、毎年度、使用料を免除するに当たり、決算書・事業報告書の提出を求めるとともに、Lの行っている事業について、使用料免除に係る要件が満たされているか、確認する必要がある。</p> | <p>平成20年度の使用料免除の処理にあたっては最新の予算・決算書・事業報告書の提出を受けた。</p> <p>なお、事業内容については、水産物・青果物の体験学習や親子セミナー等を行っており、都の広報活動を補佐・代行していることから、使用料免除に係る要件が満たされていることを確認した。</p> |
| 中央卸売市場 | 一般廃棄物の収集・運搬に係る契約方法を競争契約に見直すべきもの | <p>食肉市場は、食肉市場汚物搬出処理業務について、Mを特命して随意契約（単価契約、推定総金額：4,941万7,855円）を締結しているが、本件契約に係る委託内容について見たところ、産業廃棄物である汚泥の収集・運搬及び中間処理以外に、と畜作業で発生する一般廃棄物の収集・運搬が含まれている。</p> <p>しかし、一般廃棄物は、地元区内の清掃工場に搬入すべき可燃ごみであり、Mを特命して収集・運搬委託する合理的な理由は認められない。</p> | <p>平成20年度から、一般廃棄物の収集・運搬については、「食肉市場ごみ収集運搬委託（単価契約）」として競争により契約を締結している。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|-------------------------------------|--|---|
| 中央卸売市場 | 単価を適切に設定したうえで、見学案内委託に係る積算を適正に行うべきもの | <p>食肉市場は、食肉市場見学案内業務について、Nを特命して随意契約（単価契約）を締結しており、その積算の単価について、東京都再雇用職員の報酬額を基に、1回当たり1万5,498円としている。</p> <p>しかし、1回当たりの案内業務に実際に従事している時間は4時間程度であり、都の再雇用職員の勤務実態は1日8時間であることから、場は、単価について、見直す必要がある。</p> | 平成20年度「食肉市場見学案内委託（単価契約）」において、積算の単価を見直した。 |
| 中央卸売市場 | 産業廃棄物量を適切に算定したうえで、委託契約を締結すべきもの | <p>管理部では、市場から発生する汚泥を産業廃棄物として収集・運搬するため、「管路等の清掃及び汚泥収集・運搬委託契約」2件を、総価契約により締結している。</p> <p>両契約のうち、汚泥収集・運搬委託に係る部分について見たところ、部は、発生する汚泥の量について合計で50tであると見込んでいるが、過去6年間に実際に発生している汚泥の量は平均でも合計23t程度であり、発生量を過大に見積っている。</p> | 平成20年度は、発生する汚泥の量について、過去6年間の平均実績に18年度から19年度の伸び率を乗じて求めた値を予定数量とし、契約を締結した。 |
| 中央卸売市場 | 防災設備の保守管理を適正に行うべきもの | <p>世田谷市場では、防災センター総合防災設備保守点検委託契約（契約金額：407万4,000円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）を締結している。</p> <p>この委託契約による防災設備の保守点検結果について見たところ、平成19年5月に報告された点検結果で、不良と判定された設備について、平成19年11月にも同様の報告を受けているが、監査日（平成20.1.25）現在、修繕等に向けた対応が行われていない。</p> | ガス漏れ火災警報設備、誘導灯設備、防排煙制御設備については、平成19年度に修繕済であり、また、自動火災報知設備については、平成20年10月に修繕を行った。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------|--|--|
| 建設局 | 土地 使用料の徴収を適切に行うべきもの | <p>西部公園緑地事務所では、井の頭恩賜公園で飲食店を営む10名に対して、土地の使用料を徴収しているが、使用料にかかる収入未済金の状況について見たところ、以下のとおり不適切な事例が見受けられた。</p> <p>収入未済案件について、監査日現在までの納付交渉等の記録がない。また、所が使用者に交付した設置許可書には経営状況の報告条項の記載がないため、経営状況報告書が提出されていない。</p> <p>使用料の納期限の古いものから納付させるべきであるにもかかわらず、新しい納期限のものを納付させている。</p> <p>5年毎の許可更新の際に、収入未済金が解消されないまま、許可更新を行っている。</p> <p>所は、土地の使用料の徴収を適切に行うとともに、部は所を適切に指導されたい。</p> | <p>公園緑地部は、平成20年3月、手引きの改正を行い、同年3月25日に所に通知し、徴収事務の取扱いについて適切に行うよう指導した。また、設置許可書の記載事項については、通知文を再度送付、周知した。</p> <p>所は、次の措置を講じた。</p> <p>納付交渉等記録を整理した。</p> <p>また、経営状況報告書については、遺漏なく事務処理を進める旨同年4月16日に課内周知を行った。</p> <p>全て解消済である。今後も、遺漏のないよう適切に未納解消を進める。</p> <p>許可更新にあたっては、未済金を残すことのないよう、同年4月16日の係内会議により再度、周知徹底を図った。</p> |
| 建設局 | 家屋調査に係る契約事務手続を適正に行うべきもの | <p>北多摩北部建設事務所が締結した空堀川整備工事(その59)に伴う家屋調査委託(事後)の契約事務手続について見たところ、3社で見積合わせ(平成19.7.19)を行いO社を契約の相手方として決定し(見積額65万1,000円)、契約事務を進めたが、後日、O社より辞退届が提出され、契約不調となっていた。</p> <p>この場合、改めて見積合わせを最初からやり直さなければならないにもかかわらず、このような手続を経ることなく、家屋調査委託(事前)を行ったPと特命随意契約を締結しているのは適正でない。</p> | <p>北多摩北部建設事務所では平成20年度から「工事に伴う家屋事後調査委託」について、特命随意契約は行わず、競争入札により契約手続を行うこととし、家屋事後調査に係る契約の入札を平成20年7月3日に行った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------------------------|---|---|
| 建設局 | 単価契約工事を緊急に行うべき理由を指示書などに明示すべきもの | <p>単価契約工事は、緊急に対応する必要があるため、割高な単価を定めていることから、実施する際には、工事を緊急に行うべき理由を文書により明示する必要がある。</p> <p>しかし、第一建設事務所及び北多摩北部建設事務所における単価契約工事の指示内容を見ると、カラー舗装、落書き消去、廃棄物処分、除草などの作業を実施しているが、指示書及び指示記録簿のいずれにも緊急に行うべき理由を記載していない。</p> <p>部は、単価契約工事を緊急に行うべき理由を指示書などに明示するよう、所に対して適切に指導されたい。</p> | <p>平成20年9月12日に各建設事務所担当者を集め「道路維持関係検討会」を開催し、緊急に行うべき理由を指示書などに明示することについて、検討した。その検討結果を踏まえ、同年10月に指示書への記載方法を決定し、後期(11月)の指示から適用するよう、各建設事務所へ同年10月31日付け通知により周知した。</p> |
| 港湾局 | 委託料の積算を適正に行うべきもの | <p>港湾経営部は、平成19年度港湾施設使用料等に関するインセンティブ制度に係る効果分析事務事業委託契約(契約金額:964万470円、契約期間:平成19.12.26~平成20.3.28)を、特命により、社団法人東京都港湾振興協会と締結しているが、本件の委託料積算については、港湾工事設計単価表(以下「単価表」という。)を基に、契約相手方の種別に応じて積算することと定められている。</p> <p>しかし、当該契約について見たところ、種別を契約相手と対応した財団法人等(社団法人含む)ではなく、誤って建設コンサルタントとして積算していることが認められた。</p> <p>このため、積算額20万5,071円が過大なものとなっている。</p> | <p>平成20年9月1日開催の部課長会において、今後の委託料の積算に当たっては、適正な予定価格の積算を行うべきことを内容とした同年8月29日付通知文を配布し、部内職員への周知徹底を図った。</p> |
| 港湾局 | 契約事務手続きを適正に行うべきもの | <p>東京港建設事務所は、平成19年度旧南部庁舎外溝撤去工事を特命随意契約(工期:平成20.1.29~同年3.31)で行っている。</p> <p>また、旧南部庁舎の隣接箇所(護岸)においても、平成19年度大井ふ頭その1北側護岸改修工事(工期:平成19.11.27~平成20.3.28)が行われており、作業ヤード等で旧南部庁舎敷地を使用している。</p> <p>ところで、南部庁舎外溝撤去工事は、護岸改修工事の作業ヤード等と工事現場が重なる箇所があり、工期内に調整しながら施工する必要があるため、同一業者で行うとして、特命随意契約にて行っている。</p> <p>しかし、本工事は、護岸改修工事と工種が異なる解体工事が主体で、重なる工事現場の調整も日程的に十分対応できるため、通常の競争入札が可能であり、特命随意契約で行っていることは適正でない。</p> | <p>今後、工事等が輻輳する場合には、工程等を十分精査した上、競争入札で契約事務手続きを適正に行うよう関係職員に周知した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|----------------------------|--|---|
| 東京消防庁 | 防火水槽の撤去工事にあたり適切な積算を行うべきもの | <p>丸の内消防署は、千代田区が業者Qに発注している「有楽町・銀座地区地下歩行者道路等整備工事」に伴い支障となる防火水槽を撤去するため、「防火水槽撤去工事」(平成18年度一期工事の本工事費：702万1,779円、平成19年度二期工事の本工事費：182万1,348円)をQに特命で発注している。</p> <p>防災部は、建設局土木工事積算基準によって土木工事の積算を行うこととしているが、これによると、同一工事区域内の請負者に特命をする場合には、仮設や現場管理の諸経費が節減されるため、諸経費を調整することとされている。</p> <p>しかし、本工事ではその調整が行われておらず、諸経費の積算額約221万円が過大となっている。</p> | <p>水利施設等の工事に係る適切な積算事務の徹底について、同一工事区域内の請負者を特命する工事の場合には、直接工事費の合算額を対象に経費率を求めるよう平成20年4月22日及び同年9月24日付けで各部及び署に対し通知し、今後の適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> |
| 東京消防庁 | 下水道の排出量認定を申請し、料金の削減を図るべきもの | <p>第九消防方面本部は、八王子市平町154番1号において、水道水を使用して消火訓練を実施しているが、八王子市下水道条例によれば、使用する水量と下水道に流される水量が著しく異なる場合の汚水の排出量は、使用者の態様を勘案して市長が認定するとしている。</p> <p>しかし、訓練で使用した水道水の大部分は、下水道に排水されない状況となっており、排出量認定を受けることによって下水道料金が減額されるにもかかわらず、通常下水道料金を支払っている。</p> | <p>第九消防方面訓練場の排出量認定については、平成20年3月3日に八王子市に申請し、同年3月5日に認定を受けた。</p> <p>下水道料金の減免については、同年9月24日付けで各部及び署に対し通知し、今後の適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> |
| 交通局 | 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの | <p>業務委託契約の締結に当たり、業務委託等の契約書に添付する内訳書等に、人数及び1人当たりの単価を表示することは、職業安定法に抵触することとされている。</p> <p>電車部は、地下鉄駅施設の清掃等業務委託において、仕様書で、業務従事者に所要人数を指定しており、適正でない。</p> | <p>平成20年9月1日に「平成20年定例監査指摘事項」の説明会を開催し、各部監査担当課長に周知徹底した。</p> <p>平成20年度の業務委託契約に係る仕様書の作成は適正に行っている。</p> |
| 交通局 | 雑費前渡金の取扱を適切に行うもの | <p>交通局では、雑費前渡金により処理することができるのは、施設の軽易な補修及び備品の修繕に要する費用などの場合で、5万円を限度とするとしている。</p> <p>しかし、都庁前駅務管理所では、新規の誘導明示物を作成し、設置するものに、また、新橋駅務管理所では、事故等により列車の運行ダイヤが乱れ最終電車に間に合わなかった利用者のタクシー代金を、それぞれ雑費前渡金から支出している事例が見受けられた。</p> | <p>平成20年8月19日に行われた所長会において、今回の事例・指摘を報告し、今後同様の処理を行わないよう周知徹底した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 水道局 | 公衆浴場営業用途の水道料金等の減額を適正に行うべきもの | <p>江東及び墨田営業所において、公衆浴場水栓の料金減額状況について見たところ、監査日（平成20.1.29）現在、料金減額の対象外であるコインランドリー分の水量の減額を継続していることが認められた。</p> <p>公衆浴場に併設するコインランドリーの把握については、「委託徴収業務の処理要領」に明記（注意義務及び報告義務）されており、検針受託業者が定期検針時に行う外観確認で十分可能であるにもかかわらず、これを怠ったために、適正な使用料金の算定ができなかったものである。</p> <p>両所は、検針受託業者が適切な定期検針業務を行うよう指導し、公衆浴場営業用途の上下水道料金の減額を適正に行われたい。</p> | <p>両所分について、平成20年4月までに是正するとともに、所内係長会議を開催し指摘事項を関係職員に周知した。</p> <p>部は、同年3月から6月にかけて検針係長会幹事会、営業所長会、検針係長会総会を開催し、指摘事項を周知した。</p> <p>今後は、定期検針時における委託会社の確認とともに、サービス推進部に確認調査に基づいて作成した「公衆浴場営業・コイン洗濯機台数確認リスト」により委託会社から年1回報告させることで、より適切な事務処理の徹底を図っていく。</p> |
| 水道局 | 下水道料金の減額を適正に行うべきもの | <p>板橋南及び品川営業所における生活関連業種の下水道料金の減額について見たところ、以下の事例が認められた。</p> <p>板橋南営業所では、パン製造小売業について、小売店舗がなく製造のみを行っている使用者、売上高が減額の基準である全体の売上高の1/2以上に満たない使用者に対して減額していた。また、魚介類小売業については、専業でなくなった使用者について、減額を継続していた。</p> <p>品川営業所は、平成17年3月に日本そば（うどん）店が減額対象外の業種（居酒屋）に変更しているにもかかわらず、生活関連業種として減額を継続していた。</p> | <p>両所分について、平成20年4月までに減免適用の解除を行った。</p> <p>両所において同年2月15日に係長会議を開催し、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう関係職員に周知した。</p> <p>また、同年3月から6月にかけて検針係長会幹事会、営業所長会、検針係長会総会を開催し、減免に係わる事務処理について遺漏のないよう指示した。</p> <p>さらに、同年5月から8月にかけて局全営業所、同年9月から10月にかけて委託全営業所の訪問指導を実施し、適切な事務処理の徹底を図っている。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|------------------|--|---|
| 水道局 | 料金の算定を適正に行うべきもの | <p>同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、水道料の算定は、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼び口径等の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている（以下「総計扱い」という。）。</p> <p>また、下水道料においても、同一利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して料金を算定することとしている。</p> <p>しかし、大田北営業所管内のRは、同一敷地に本社並びに工場の建物を有し、各々呼び口径40mmのメータを設置しているが、所はこれを総計扱いにしておらず、従量料金について、使用水量を合算して算定していない。また、下水道料金についても、汚水の排出量を合算して料金を算定していない。</p> <p>この結果、平成19年度分で75万4,702円の上下水道料金が算定不足となっている。</p> | <p>本件は、平成20年3月5日付で総計扱いに変更した。</p> <p>同年2月13日所内係長会議を開催し、所内で再発防止に向け、事務処理の遺漏がないよう周知した。</p> <p>また、同年5月30日営業所長会、同年6月6日検針係長会総会を開催し、料金に係わる適切な事務処理を指示した。</p> |
| 水道局 | 物品購入契約を適切に行うべきもの | <p>朝霞浄水管理事務所では、ハードディスクドライブ装置外5点の買入れ（契約金額138万750円）をSと特命随意契約により行っているが、この内訳金額を見たところ、80ギガバイトで125万2,020円となっており、極めて高額となっていた。</p> <p>所は、特別な品質管理を行っているためとしているが、仕様書を見ると、特別な品質管理を行っているとは認められず、一般的な市場価格により試算すると、17万7,050円となる。所は物品購入を適切に行われたい。</p> | <p>今後、本案件と同様な物品購入を行う場合には、当該仕様書に機器及び材料等の機能詳細、規格、品質等に係る項目を明確に記載するとともに、金額の妥当性を検証する。</p> <p>また、この取り扱いについては、局内における設備設計情報連絡会等を通じて周知を図った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------------------|---|--|
| 水道局 | 競合する工事に係わる連絡調整を適切に行うべきもの | <p>局では、水道緊急工事（維持補修工事）請負単価契約（以下「緊急工事」という。）の単価設定について、配水管小規模整備工事請負単価契約（以下「小規模工事」という。）と比べ、緊急性があることから割増しで設定している。</p> <p>北部支所では、板橋区が補修工事を施工中の道路に、配水小管の取出し管を設置するため、板橋区蓮根二丁目18番地先において取出し工事（請負金額：223万5,272円、平成19.9.3～平成19.9.14）を緊急工事により施工している。これは、所が区の工事が予想よりも早く進んでいることに気付き、区と調整した結果、取出し工事を大至急施工することとしたものである。</p> <p>しかし、区との連絡調整を密に行っていれば、小規模工事による施工が可能であり、試算すると66万4,861円の不経済支出となっている。</p> | <p>工事に係わる連絡調整について、以下のとおり周知徹底及び再発防止を図った。</p> <p>「北部支所配水課係長会」で内容報告。併せて、改善方法について周知を図った。（平成20年4月11日）</p> <p>北部支所における「水道工事請負単価契約者説明会」で、業者間の連絡を密に行うよう指導を行った。（同年4月22日）</p> <p>北部支所管内各道路管理者に対して、管理者工事において工程変更が生じた場合、速やかに当局に連絡を頂けるよう申入れを行い了解を得た。（同年5月9～20日）</p> <p>北部支所では、「道路工事との競合工事（確認シート）」を作成し、関係部所が決裁することで、工事内容・施工時期等の情報共有を図った。</p> |
| 水道局 | 契約事務を適正に行うべきもの | <p>研修・開発センターは、製品指定をしたリフター（荷物用の小型昇降機）とソケット等の消耗品11点の購入契約をTと見積競争により締結している（契約金額：47万1,450円）。</p> <p>ところで、リフターの納入経過を見ると、センターは、Tからの事前の申し出により、指定製品とは異なる同等品の製作納入を承認し、納品検査も合格としている。</p> <p>この経過からすれば、製品指定は不要で、同等品による競争が可能であったと考えられる。</p> | <p>指摘内容について、平成20年6月6日に各係会を開催し、研修・開発センター職員全員への周知を図った。</p> <p>また、製品指定チェックリストを作成し、製品指定に当たっては、同リストを活用し、十分な検討を行うこととした。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------------|---|--|
| 水道局 | 清掃日の設定を適切に行うべきもの | <p>研修・開発センターは、Uと清掃委託契約（契約金額：519万7,500円、契約期間：平成19.4.1～平成20.3.31）を締結している。</p> <p>ところで、清掃は、洗剤等を使用して行う本清掃（年86回）と簡易な日常清掃（年302回）に分かれている。</p> <p>しかし、清掃日と清掃内容について見たところ、平成19年5月以降、床本清掃と本清掃（便器）を日常清掃と同一日に変更していたため、日常清掃と本清掃の同一作業が28回重複している。</p> | <p>指摘内容について、平成20年6月6日に各係会を開催し、研修・開発センター職員全員への周知を図った。</p> <p>本件契約は、指摘後、平成20年2月27日から本清掃と日常清掃を同一日に変更することを認めていない。また、平成20年度の契約においても、本清掃と日常清掃を同一日に変更することを認めていない。</p> |
| 水道局 | 保守業務受託者の点検作業体制を明確にするよう検討すべきもの | <p>多摩水道改革推進本部では、多摩地区水道施設計装設備等（その1）保守業務委託をVと特命随意契約している。（契約金額：2,835万円、契約期間：平成19.4.5～平成20.3.21）。</p> <p>これは、当該計装設備等はWが製作したものであるため、その保守については、Wの代理店であるVが行っているが、実際の点検作業等に受託者以外（子会社等）の社員が従事することがあり、当該委託業務の実施状況を見ても、現場での機器点検は、受託者の他にXの社員が従事している状況が認められた。</p> <p>しかし、遠隔制御により運転管理を行っている小規模浄水所等の中枢部に、当該保守業務の履行のため受託者以外の者が立ち入っているにもかかわらず、本部が立入者の把握を書面で行っていないことは、セキュリティ管理の重要性を十分に認識しているとは言えない。</p> | <p>平成20年3月24日付けで多摩水道改革推進本部内関係各係へ意見・要望の概要を書面で通知するとともに、各係会において同概要を職員に周知徹底した。</p> <p>水道施設への立ち入りに際して、セキュリティ管理の面から、業務委託提出書類の様式を変更し、作業予定表の中に業務責任者名、点検者名等を記載するよう、改正した。</p> <p>平成20年4月から運用を開始し、今後、契約する保守業務委託についても同様の作業予定表の提出を求め、セキュリティ管理を徹底する。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|------|--------------------------------|--|---|
| 下水道局 | 下水道料金の算定を適正に行うべきもの | <p>局は、下水道料金を使用者ごとに算定しており、同一使用者が同一敷地内から公共下水道に排出し、汚水の種別が同一のときは、その排出量を合算して料金を算定するとしている。</p> <p>しかし、南部管理事務所で行っている公共下水道の一時使用にかかる料金算定について見たところ、同一法人が同一敷地内から同一種別（一般汚水）で同一使用目的（事業用）の汚水を排出しているにもかかわらず合算していないものが認められた。</p> | <p>当該事業所については、平成20年4月17日以降分から合算による算定方式に変更した。</p> <p>また、経理部から同年8月7日付けで各下水道事務所長あてに通知し、このような事例が発生した場合には、汚水排出量を合算して料金算定を行うよう周知徹底を図った。</p> |
| 下水道局 | 汚泥焼却灰の処理に当たって事務手続きの透明性を確保すべきもの | <p>施設管理部及び流域下水道本部は、下水焼却汚泥を有効活用することを目的として、「下水汚泥焼却灰の資源化に関する平成19年度実施協定」を結んでおり、この協定に基づいて、汚泥焼却灰をセメント原料等に加工し、処理費用の支出を行っている。</p> <p>ところで、本協定の締結について見たところ、年間約3億円（平成18年度実績）にもものぼる経費の支出の根拠となっているにもかかわらず、協定の締結の意思決定の過程において、協定の締結相手とした理由や処理単価の積算について決定原議に記載がないなど、事務手続きに不透明な点が認められた。</p> <p>部及び本部は、汚泥焼却灰の処理に当たって、協定の締結相手の選定理由及び処理単価の積算について決定原議に明記するなど、事務手続きの透明性を確保されたい。</p> | 平成20年度「下水汚泥焼却灰の資源化に関する実施協定」の締結に当たり、協定相手方の選定理由並びに資源化経費の単価について、それぞれ決定手続をとり、事務手続きの透明性の確保を図っている。 |
| 下水道局 | 再リースによる賃貸借契約に当たって、内容を精査すべきもの | <p>流域下水道本部は、エアシャワー等の機器の賃貸借を行う契約を行っているが、本賃貸借契約は、平成19年8月31日で5年間のリース期間が終了することから、本部は、同年9月1日以降、再リースにより賃貸借契約を継続している。</p> <p>ところで、再リースにおける契約金額（月額79万3,800円）は、当初契約金額（月額91万1,502円）の87.1%となっており、当初リース期間において減価償却を考慮しておらず、割高な契約金額となっている。</p> | 平成20年度の再リース契約に当たり、見積内容・仕様書の確認・精査を行った結果、当初契約金額1,093万8,024円（月額）の約2割の額220万5,000円（月額）で契約締結した。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|------|------------------------------|--|--|
| 下水道局 | 契約内容を踏まえて、特命による契約の適否を判断すべきもの | <p>南部管理事務所は、宅地内の排水設備の接続状況を調査することを目的として、「排水設備接続状況調査作業委託」契約を、東京都下水道サービス株式会社を特命して締結している（契約金額：1,207万5,000円）。</p> <p>ところで、当該調査は、主に雨どいなど雨水排水設備の接続状況等を確認するものであり、接続に問題があった世帯について、排水設備の接続状況を図面に記したうえで、現場の写真を撮影して報告するものである。</p> <p>このような内容の調査は、宅地用の排水設備の構造に精通する業者であれば、遂行が可能であり、特命により契約を行っているのは適切でない。</p> | <p>当該の調査作業委託は、平成19年度で終了した。</p> <p>なお、今後、当該の調査作業委託を行う場合は、今回の指摘の趣旨を踏まえ、入札により契約事務を行う。</p> |
| 下水道局 | 管渠補修工事における積算を適正に行うべきもの | <p>東部第二管理事務所は、葛飾区白鳥二丁目付近外管渠補修工事（契約金額：2,284万4,388円、工期：平成19.7.4～平成19.9.28）を行っている。</p> <p>ところで、当該工事の積算について見たところ、既設取付管調査工の積算において、箇所当たりの単価（1,295円）に箇所数の139（箇所）を乗ずべきところを、誤って延長数553.7(m)を乗じて積算していることが認められた。</p> <p>このため、積算額が80万8,500円過大なものとなっている。</p> | <p>東部第二管理事務所では、出張所長又は工事担当係長により積算のチェックを行うよう体制を見直すとともに、施設管理部から、各管理事務所にあてて、平成20年1月24日付けで再発防止のための通知を関係所属に周知し、徹底を図った。</p> |
| 下水道局 | 本部が設置する職務住宅について見直しを検討すべきもの | <p>流域下水道本部は、多摩地域の水再生センターにおいて、休日・夜間等における地震や災害等の非常事態に対応することを目的として、職務住宅を設置している。</p> <p>ところで、職務住宅の現状について見たところ、職務住宅が設置されている水再生センターが7箇所中3箇所に過ぎないのに加え、入居率が5割に満たないなど、非常時における配備体制が不明であること、マニュアル等に定められた訓練への参加率が2割程度と低調であることが認められた。</p> <p>一方、局は、平成18年度に災害対策職員住宅を設置し、休日・夜間等における災害の発生時に都庁第二本庁舎に参集し、本部が管轄する地域を含めた都全体について、防災機関との連絡調整、被害情報の収集等に従事させる体制をとっている。</p> <p>本部は、流域における職務住宅の現状及び局が休日・夜間等における災害時の初動体制を確保していることを踏まえ、本部が設置する職務住宅について、見直しを検討されたい。</p> | <p>現在設置している職務住宅は、平成21年3月31日をもって廃止することとし、平成20年9月26日付けで廃止決定し、同日付けで居住者への通知を行った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|----------------------------|---|---|
| 教育庁 | 歳入の収納事務を適正に行うべきもの | <p>都立学校の収納事務について見たところ、次のような不適正な事例が認められた。</p> <p>板橋有徳高等学校では、年間を通して、証明書交付手数料等の収納金を即日、金融機関に払い込んでいない。この事務処理について、平成20年1月16日の庁の自己検査で指導されているにもかかわらず、監査日(平成20.5.29)現在、改善していない。</p> <p>久留米高等学校及び東久留米総合高等学校では、収納金があるにもかかわらず、収納金日報を作成していない。</p> | <p>板橋有徳高校では、収納金について、経営企画室長が確認し、速やかに収納事務処理を行なうこととした。</p> <p>久留米高校及び東久留米総合高校では、収納金日報を作成し、経営企画室長が関係書類と突合するなどして確実に収納金の取扱いの点検を行なうこととした。</p> |
| 教育庁 | ゴンドラ安全規則に基づく自主検査を適正に行うべきもの | <p>教職員研修センターでは、建物の窓清掃用ゴンドラ装置の保守業務について契約を締結しているが、その仕様書において、保守点検作業を年2回行うこととし、その実施に当たっては、ゴンドラ安全規則等関係規程の定めるところによることとしている。</p> <p>しかし、センターは、年2回窓清掃業務を行う際にゴンドラを使用することから、その前に、ゴンドラ安全規則に基づく自主検査を行わなければならないにもかかわらず、窓清掃業務の実施前に、自主検査を行っていない。</p> | <p>平成20年5月26日に自主検査を行い、安全を確認した上で窓清掃業務を同年6月14日及び15日に実施した。</p> <p>以後の窓清掃業務を行う際のゴンドラの自主検査についても、安全規則に定めるところにより適正に行っていく。</p> |
| 教育庁 | 契約代金の支払を適正に行うべきもの | <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律によれば、契約代金の支払時期は、適法な支払請求を受けた日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならないとされている。</p> <p>しかし、総務部及び東部学校経営支援センターにおける契約代金の支払状況を見たところ、契約の相手方から請求を受けたにもかかわらず、支払期限内に支払われていない事例が認められた。</p> | <p>平成20年9月3日に、総務課長が、今後は、支出命令等未了一覧表等により支出案件の確認を徹底することにより、適正な契約代金の支払を行うよう、担当職員に対して指導を行った。</p> <p>また、東部学校経営支援センターにおいても、同年9月8日に、再発防止策として支出審査登録未了一覧表等の活用による組織的確認の徹底を図った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 教育庁 | 契約事務を適正に行うべきもの | <p>庁は、都立学校長に、予定価格が40万円未満の物品の買入契約、印刷物の製作、役務の提供、業務等の委託及び物品の修繕に係る契約を委任している。</p> <p>しかし、各学校の契約状況について見たところ、都立学校長への委任限度額を超えて契約を行っている事例が3件認められた。</p> | <p>都立学校経営企画課(室)長会において、都立学校の委任限度額を超える契約を行わないよう「委任する事務の範囲の厳守」について都立学校に対し周知の徹底を図った。</p> |
| 教育庁 | 資金前渡による物品購入について見直すべきもの | <p>大島高等学校における資金前渡による経費の執行状況について見たところ、1件30万円以上の物品購入に係る支払いが複数認められた。</p> <p>これらの物品購入は、東京都会計事務規則に定める「遠隔の地又は交通不便の地域において支払いをする経費」として、必要な資金を前渡されて支払っているものである。</p> <p>しかし、支払先は、すべて島内の業者であること及び支払い金額が1件30万円以上であることから、学校は、東京都契約事務規則により、二人以上のものから見積書を徴取するなど、通常の契約方法により物品を購入すべきである。</p> <p>学校は、資金前渡による物品購入について見直しをされたい。</p> <p>都立学校教育部は、各都立学校における資金前渡による経費の支出に当たり、適切な事務処理を行うよう指導されたい。</p> | <p>学校は、平成20年度については、資金前渡による支出に当たっては、その理由を十分審査し、制度の趣旨に合致するもののみとし、適正な事務処理を行っている。</p> <p>平成20年10月に校長連絡会、経営企画課(室)長連絡会において、資金前渡による経費の支出に当たっては、適正な事務処理を行なうよう周知を図った。</p> |
| 警視庁 | 保安業務委託に係る契約の見直しを検討すべきもの | <p>総務部は、鮫洲運転免許試験場及び府中運転免許試験場における「自家用電気工作物の保安業務委託」を、現場の状況に精通し、かつ、高度の技術力と豊かな経験を有している、情報漏洩防止の観点から、真に信頼できる特定の個人を指定して従事させる必要があることとの理由から、事業者を特命して契約している。</p> <p>しかし、部は、平成19年度まで事業者を特命して契約を締結していた同種内容の自家用電気工作物の保安業務委託について、平成20年度から競争見積りによる契約を行っていることから、当該運転免許試験場についても、同様に競争性を確保することは可能である。</p> <p>部は、保安業務委託に係る契約の見直しを検討されたい。</p> | <p>本契約については、契約方法を見直し、平成21年度から競争入札によることとした。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------|--|---|
| 警視庁 | 業務委託契約に係る事務手続を適切に行うべきもの | <p>交通部における業務委託契約書について見たところ、収入印紙が貼付されていない事例が複数認められた。</p> <p>部は、契約締結に当たり、契約書に収入印紙が貼付されているかを確認すべきであるが、この確認が行われておらず、適切でない。</p> | <p>収入印紙の貼付については、全所属に会計課長通知を発出し周知徹底を図るとともに、以後遺漏なく確認し、業者に指導を徹底している。</p> |

〔平成19年度決算審査（各会計歳入歳出）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----------|-----------------------|---|---|
| 主税局 | 物品について | 物品2点（電話交換機、警報装置）が登載漏れとなっている。 | 電話交換機については、平成20年7月15日に、警報装置については、同年8月8日に、それぞれ物品管理システムに登録した。 |
| 生活文化スポーツ局 | 物品について | 物品（フリーローラー）1点が登載漏れとなっている。 | 平成20年9月26日に、物品管理システムに登録した。 |
| 都市整備局 | 公有財産について <建物> | 都営住宅29,332.87㎡（都営住宅19棟）が過大に登載されている。 | 平成20年5月30日に財産情報システムから削除した。 |
| 都市整備局 | 債権について | 貸付金485万6,995円（住宅建設資金融資あっせん制度による損失補償分）が計上漏れとなっている。 | 平成20年9月末日現在の債権増減異動通知書において修正した。 |
| 福祉保健局 | 物品について | 物品1点（エアコンディショナー室外機）が、過大に登載されている。 | 平成20年5月16日に、物品管理システムから削除した。 |
| 産業労働局 | 公有財産について <山林> | 山林（分収）の立木推定蓄積量1,756m ³ が登載漏れとなっている。 | 平成20年10月31日付公有財産異動通知書により修正した。 |
| 産業労働局 | 公有財産について <無体財産権> | 無体財産権2件（東京の伝統工芸品ほか1件の著作権）が登載漏れとなっている。 | 平成20年10月31日付公有財産異動通知書により修正した。 |
| 産業労働局 | 公有財産について <出資による権利> | 出資による権利2億506万8,776円（（財）東京都中小企業振興公社出せん金（技術革新基金ほか4件））が過大に登載されている。 | 平成20年10月31日付公有財産異動通知書により修正した。 |
| 産業労働局 | 物品について | プレスブレーキが過大に登載されている。複写機ほか1点が登載漏れとなっている。 | 平成20年8月6日に物品管理システムから削除した。 平成20年6月19日に物品管理システムに登録をした。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|------------------|---|---|
| 中央卸売市場 | 公有財産について <建物> | 公有財産について、建物（大動物棟けい留所の一部）246.3㎡が登録漏れとなっている。 | 平成20年9月に財産情報システムへ登録した。 |
| 港湾局 | 会計処理について | 一般会計の会計処理の際、（款）諸収入（項）延滞金及加算金（目）延滞金の収入済額が163万2,952円過小に記載、収入未済金が同額過大に記載されている。 | 今後、適正な収入管理に万全を尽くすため、事務連絡により、関係職員に対して適正な会計事務処理の周知徹底を図った。 |
| 教育庁 | 公有財産について <建物> | 建物1809.76㎡（都立墨田特別支援学校校舎の一部793.37㎡ほか6件）が登載漏れとなっている。 | 平成20年10月に、墨田特別支援学校校舎ほか6件を、財産情報システムに登録した。 |
| 教育庁 | 物品について | 物品6点（ガスヒートポンプエアコンほか5点）が登載漏れとなっている。 | 墨田特別支援学校分は、平成20年8月21日に、青鳥特別支援学校分は、同年8月14日に、それぞれ物品管理システムへ登録した。 |

〔平成19年度決算審査（公営企業各会計）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|------------------------|---|---|
| 病院経営本部 | 資産受入時の会計処理を適正に行うべきもの | <p>駒込病院及び松沢病院は、平成20年3月に、東京都職員共済組合青山病院から物品を受け入れているが、以下の問題点が認められた。</p> <p>駒込病院では、固定資産として受け入れた物品（臨床検査用顕微鏡ほか5点）664万8,000円に運搬設置費23万8,000円を加算した額で固定資産として登録すべきところ、運搬設置費を加算せず、登録している。</p> <p>松沢病院では、運搬設置費を加算すべきところ加算せずに固定資産として受け入れている。また、流動資産として受け入れるべきものを固定資産として受け入れている。</p> <p>この結果、固定資産を差し引き19万4,568円過大に計上しているとともに、流動資産が24万8,832円計上されていない。</p> | 平成20年8月1日付けで過年度損益修正、固定資産台帳の修正等を行い、現在は適正な価格で管理している。 |
| 交通局 | 会計間の費用の分担を適正に行うべきもの | <p>局は、所管する3会計に共通する費用については、あん分計算のうえ、各会計の損益計算書に計上することとしている。</p> <p>しかし、交通事業会計で単独負担すべき日暮里・舎人ライナー開業告知等新聞広告の出稿委託（契約金額：2,310万円）について、3会計にあん分している。</p> | 高速電車事業会計及び電気事業会計へあん分していた費用を交通事業会計へ計上するため、過年度損益修正処理を行った。 |
| 交通局 | 有形固定資産の取得価額を適正に算定すべきもの | 局は、多摩川第三発電所2号水車発電機修繕工事を行っているが、その工事により取得した有形固定資産の取得価額の算出方法について見たところ、事業の用に供するための付随費用510万1,242円が計上漏れとなり、有形固定資産が同額過小に計上されている。 | 有形固定資産が過少計上となっている510万1,242円について、平成20年4月に遡及して固定資産登録をするとともに、平成20年度の特別利益として、過年度損益修正処理を行った。 |

〔平成19年財政援助団体等監査〕

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|-----------------------|---|---|--|
| 小笠原村 | 補助事業により取得した財産の管理を適切に行うべきもの | <p>小笠原村は、都からの補助金により、災害対策用の備蓄倉庫及び生活排水対策としての浄化槽の設置を行っているが、管理に必要な台帳等を作成しておらず、管理が適切に行われているか確認できない状況となっている。</p> <p>村は、補助事業の趣旨を踏まえ、取得した財産の管理を適切に行われたい。</p> | <p>財務会計システムに登録を行い、併せて過去に取得した財産についても、平成20年9月に登録した。</p> |
| 総務局(公立大学法人 首都大学東京) | 更新工事に係る会計処理を適正に行うべきもの | <p>法人は、平成17年度に南大沢キャンパス中央監視設備更新実施設計契約を締結したが、委託費を経常費用として損益計算書に計上していた。</p> <p>しかし、平成18年度、19年度に予定している工事の付随費用であるから、平成17年度決算においては建設仮勘定として処理し、更新工事完了後にこれを工事費と合算し、固定資産に計上すべきである。</p> | <p>平成20年2月27日付け通知により、今後適正な会計処理を徹底するよう職場内の周知を図り、平成19事業年度決算において、費用処理した本案件を資産として修正した。</p> |
| 生活文化スポーツ局 | 補助金の交付対象となるスクールカウンセラーの取扱いについて要綱等で明確にすべきもの | <p>局は、医師又は臨床心理士の資格を有する者を「スクールカウンセラー」として配置している私立学校については、1校につき40万円を補助するとしている。</p> <p>学校法人Aは、平成18年度に、業務委託契約により生徒へのカウンセリング業務を実施し、これに係る経費について、特別補助を申請し、補助金の交付を受けている。</p> <p>しかし、業務委託により学校法人にスクールカウンセラーを配置する場合における、補助対象としての取扱いについては、要綱等に明確な定めがないことから、学校法人においては、これを補助対象に含めることができるのか否か、容易に判断できない状況にある。</p> <p>局は、補助金の交付対象となるスクールカウンセラーの取扱いについて、要綱等で明確にされたい。</p> | <p>局は、私立学校経常費補助金交付要綱を平成20年度に改正した。また、「平成20年度私立学校教育助成金調査表記入の手引き」で、特別補助の交付対象であるスクールカウンセラーの要件について、業務委託によりスクールカウンセラーを配置する場合においても補助対象となることを明確化し、各学校に対して周知した。</p> |

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|--------------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 生活文化スポーツ局 (財団法人 東京都歴史 文化財団) | 契約手続 を適切に行 うべきもの | <p>財団の契約手続きに以下のような不適切な事例が認められた。</p> <p>財団は、一般健康診断、婦人科健康診断及びVDT健康診断についてBと特命随意契約を締結しているが、その特命理由として、Bは、東京都の監理団体の8割以上が健康診断を委託しており、診断内容についても信頼性があるため、としている。</p> <p>しかし、診断内容について信頼性を有する検査機関は他にも存在することから、このような理由をもって特命とすることは、適切でない。</p> <p>ワンダーサイト青山では、C社が製作したグランドピアノの購入について、Dと特命随意契約を締結しているが、当該ピアノの機種を特定した理由が明瞭となっておらず、適切でない。</p> | <p>平成20年度の健康診断については、指名業者等選定委員会を開き、複数業者を選定した上で、委託業者を決定した。</p> <p>平成19年度における契約については、財務規程に基づく適正な手続を行っている。また、平成19年12月館内幹部ミーティングにおいて、職員に契約手続を適正に行うよう周知徹底した。</p> |
| 都市整備局 | 補助事業 執行の透明 性を確保す べきもの | <p>土地区画整理組合は、土地区画整理事業を進めるに当たり、測量業務や換地業務など専門的な知識・技術が必要とされることなどから、コンサルタント会社と契約を締結し、業務を委託している。その委託経費は、事業期間の総額で数億円にも上るため、コンサルタント会社の選定については、透明性を確保していく必要がある。</p> <p>しかし、組合が行うコンサルタント会社の選定状況について見たところ、選定経緯が不明なものや、組合で選定の経緯を示す記録を保管していないものがあるなど、その選定手続きに不透明な点が認められた。</p> <p>これは、局が、補助の対象となる土地区画整理事業の認可に当たって、コンサルタントの選定方法について指針を設けておらず、また、選定の経緯についての資料提出も求めていないためである。</p> <p>局は、組合が行う土地区画整理事業の認可に当たって、コンサルタントの選定方法についての指針を設けるとともに、組合に対して、選定の経緯についての資料提出及び関係書類の保管を義務付けるなど、補助事業執行の透明性を確保されたい。</p> | <p>コンサルタント会社の選定にかかる透明性を確保するため、その選定事務の手順を、組合設立準備会や区市町村に配布している「組合土地区画整理事業の実務手引」に新たに掲載し、区市町村あて通知した。</p> |

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|---|--|---|---|
| 都市整備局 (首都高速 道路株式会 社) | ゴム支承 の材料単価 について、 市場価格を 適切に反映 したものど するよう検 討すべきも の | <p>(負)HM12工区豊洲出入口上部・橋脚(その2)工事(江東区豊洲六丁目、工期:平成18.6.22~平成19.5.27、請負金額:7,770万円)に使用する橋桁と橋台や橋脚の間に設置するゴム支承の材料単価について見たところ、会社に定められた単価がないため、支承メーカーからの見積り価格に0.95を乗じて設定していた。</p> <p>しかし、会社は、平成17年12月文書通知により、会社の単価表にないものについては、市場価格を反映するため、特別調査を行い適切な単価を設定するとしているにもかかわらず、本工事のゴム支承単価設定に当たっては、同方針によらず業者からの見積り価格を基に設定している。</p> <p>そのため、当単価は、市場価格と乖離し割高である蓋然性が高いものとなっている。</p> <p>ゴム支承の材料単価について、市場価格を適切に反映したものとするよう検討されたい。</p> | <p>ゴム支承の単価設定にあたっては、市場価格を適切に反映するため、特別調査を行うこととする工事積算基準の一部を改定し、平成20年2月26日付けで周知を図った。</p> <p>さらに、同年7月1日発行した「工事設計積算基準(平成20年度)」にも記載した。</p> <p>また、特別調査業務として、「(高改修費)建設資材価格等調査(平成20年度)」を同年7月2日に契約し、調査体制を確立した。</p> |
| 福祉保健局 (局・社会 福祉法人東 京都社会福 祉協議会) | 求償権の 行使に係る 意思決定を 適切に行う べきもの | <p>福祉保健局は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会(以下「東社協」という。)が実施する自立援助促進事業に対し、経費の一部を補助しているが、この補助金は、東社協が求償権を行使して収入した金額を控除した実支出額を交付することとされている。</p> <p>しかし、賠償金を助成した4件(平成17年度、3件、32万8,676円、平成18年度、1件、9万7,140円)について見たところ、東社協が求償権の行使に係る意思決定を経ずに、局に対して同額を補助金として請求しており、適切ではない。</p> <p>また、局は、当該事業の開始(平成8年度)から、東社協が求償権の行使に対する意思決定を行っていないことを確認していながら、東社協に対して指導を行っていない。</p> | <p>局の指導に基づき、東社協は、平成20年4月28日に自立援助促進事業審査会を開催し、平成17年度及び平成18年度に賠償額の交付を決定した4件における求償権の行使の可否について審査し、意思決定を行った。</p> <p>また、東社協の審査会において、求償権の可否の決定を行う旨を、運営要綱等に規定した。</p> |

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|---|----------------------------------|---|---|
| 福祉保健局 (局・社会 福祉法人ク リスト・ロ ア会) | 補助金の 返還を求め るべきもの | <p>社会福祉法人クリスト・ロア会(以下「法人」という。)が設置する聖ヨゼフホーム(以下「施設」という。)における平成17年度の補助金交付状況について見たところ、施設は、努力・実績加算項目のうち、心理ケア加算について、加算対象者数を誤って実績報告を提出したため、12万8,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付にかかる審査を適正に行うとともに、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p> | <p>局は、当該補助金の額の再確定を行い過大交付となった額の返還を求め、過払い分の補助金については、平成20年3月28日付けで、法人より返還済みである。</p> <p>また、同年3月19日施設向け説明会において、担当課より当該補助金等の適正な申請等について指導を行った。</p> |
| 福祉保健局 (財団法人 東京都医学 研究機構) | 飼料等の 購入を競争 契約とすべ きもの | <p>精神医学総合研究所における実験動物用飼料等の購入契約について見たところ、継続的な安定飼育に必要な理由により、特定のメーカー製飼料を製品指定し、メーカーであるEを特命し、単価契約を締結している。</p> <p>しかし、製品がメーカー直販でない限り、当該製品を取り扱う業者間の競争が可能であることから、メーカーを相手方として特命随意契約を締結していることは適切でない。</p> <p>また、購入内訳を見ると、契約金額の過半は、特に製品指定する必要がない飼育床用のオガクズや消毒薬であり、これらの購入については、別件の契約とすることにより、他のメーカーの同等製品との競争が可能となり、契約の経済性はさらに向上することが見込まれる。</p> | 平成20年度から競争契約により契約を締結している。 |
| 福祉保健局 (財団法人 東京都医学 研究機構) | 科学研究 費の会計処 理を適正に 行うべきもの | <p>研究者に交付された科学研究費補助金(以下「科学研究費」という。)は、交付の条件として、研究機構が補助金の管理を行うことが義務付けられている。</p> <p>ところで、管理の実態を見ると、研究者が交付決定を受けた科学研究費を研究機構名義の預金口座で受け入れたうえで資金管理していることから、預り金として会計処理すべきものであるにもかかわらず、預り金に計上していないことが認められた。</p> <p>この結果、預り金勘定は、平成17年度は348万1,887円が、平成18年度は648万4,039円がそれぞれ過少になっており、研究機構の財政状態が適正に表示されていない。</p> | 科学研究費に係る会計処理については、平成19年度から、預り金として貸借対照表に計上した。 |

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|------------------------------|---|---|---|
| 福祉保健局 (局・財団法人東京都医学研究機構) | 業者選定にかか る手続きの規 定化を検討す べきもの | 研究機構は、契約事務について、財団財務規程及び同施行要綱(以下「規程等」という。)に基づき行っているが、規程等には、指名競争入札における業者選定の手続きを規定していないことが認められた。このため、入札参加業者の選定に当たり、公正性、透明性が十分に確保されているとは言いがたい状況にある。 | 平成20年7月に契約事務取扱要綱を制定、業者選定にかか る手続きについて新 たに規定を設けた。 |
| 下水道局 (東京都下水道サー ビス株式会社) | 労働者派 遣に係る契 約事務手続 きを適切に 行うべきもの | 会社は、局から特命で受託する水再生センター等における汚泥処理の運転管理等を行うため、派遣事業者と労働者の派遣契約を行っている(平成18年度支出金額合計:16億9,568万2,336円)。 ところで、当該派遣契約の手続きについて見ると、派遣人員及び派遣事業者について、特定の事業者と特定の人員で契約するに当たって、理由が付されていない、派遣費について、予定価格の設定及び入札などを行っていないなど、透明性を欠いている状況が認められた。 会社は、監理団体として、局から特命で汚泥処理管理業務等多くの業務を受託している団体であり、契約については、透明性の確保が必要である。 | 平成20年度の契約原議に業者の選定理由等を記載するとともに、予定価格を文書決定し、派遣費の透明性の確保を図った。 |
| 下水道局 (東京都下水道サー ビス株式会社) | 債権管理を適切に行うべきもの | 会社は、Fほか1社と共同で行っている研究について、要した費用の負担金を請求しているが、納入されたのが、金額の確定時期から約1年後となっている事例が認められた。 これは、会社が、未収金の請求に当たり、納入期限を定めておらず、納入状況の調査も行っていないことから、納入遅延の把握が遅れたためである。 会社は、経理規程等において、未収金の請求に当たっては、納入期限を定めるとともに、納入状況の調査を行うことを定めるなど、債権管理を適切に行われたい。 | 平成20年4月1日付けで東京都下水道サービス株式会社債権管理事務要綱を策定し、金銭債権の請求に当たっての納入期限を設定するとともに、債権管理簿を作成し納入状況の管理を行っている。 |

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|--------------------------|--------------------------------|---|--|
| 下水道局 (東京都下水道サービス株式会社) | 受託事業収入と自主事業収入の区分の基準について検討すべきもの | <p>会社は、決算書において、売上高を受託事業収入と自主事業収入に区分して表示しているが、その内容について見たところ、局からの受託による収入であるにもかかわらず、自主事業に計上されている事例が見られた。</p> <p>会社の売り上げが、局からの受託によるものか、会社独自の事業によるものかは、会社の事業運営の重要な指標となることから、会社は、受託事業収入と自主事業収入の区分の基準について検討されたい。</p> | <p>区分の基準を下記のとおり勘定科目表の説明欄に記載することで明文化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受託事業」は都から受注する業務のみの事業 ・「自主事業」は会社が所有する特許、著作権等に起因して受注する業務等 |
| 下水道局 (東京都下水道サービス株式会社) | 特許権の管理について検討すべきもの | <p>会社は、下水道管渠の更生や汚泥処理等に関する研究及び調査等を行うとともに、この結果得られた技術の特許として登録している(平成19.9.11現在特許権登録等件数:166件)。</p> <p>ところで、会社が行う特許権の管理について、次のとおり、検討を要する状況が認められた。</p> <p>下水道管の更生技術であるSPR工法についての特許料収入は、年間1億円以上にも上るが、会社はその開発費用を把握しておらず、開発に伴う費用対効果の評価を行っていない状況であった。</p> <p>会社は、特許開発にかかる中長期的な収支を把握し、費用対効果の分析を行われたい。</p> <p>会社は、SPR工法をGほか1社と共同で開発し、国内では特許登録を行っているが、Gは、海外においても特許の登録を行っている。</p> <p>しかし、会社は、Gが海外特許を登録するに当たって、協定の締結などによる条件の確認をしておらず、そのため、Gからは、事業や収支に関する報告も受けていない。</p> <p>会社は、民間会社と共同開発した技術について、共同開発相手が、海外特許を登録するに当たって、協定を締結するなど、条件の確認を行われたい。</p> | <p>平成20年度から「産業財産権担当」を設置し、特許開発にかかる収支を含む台帳の管理業務を行っている。また、実際に下水道管の更正技術であるSPR工法についての収支の状況を作成している。</p> <p>共同開発相手との間に締結された、特許権に関する「共同出願契約書」(平成20年6月締結)において、外国出願を行う場合は、その取り扱いについて、協議を行う旨記載している。</p> |

〔平成19年行政監査（指定管理者制度による公の施設の管理について）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|------------------------------|---|--|
| 都市整備局 | 収入認定業務の水準を適切に設定すべきもの | <p>都営住宅の居住者は、収入に応じた使用料決定のための資料として、公営住宅法及び東京都営住宅条例等により、収入報告の提出を義務付けられている。居住者がその請求に応じないときは、近隣の民間住宅並みの家賃を使用料と課すとされている。また、収入の申告に基づき決定した使用料と、近傍同種の住宅の家賃との差額分について、局は国から地域住宅交付金を受けている。</p> <p>ところで、局は、指定管理者が行う収入認定に関する業務について、業務仕様書において、収入の認定率を過去の実績などを勘案し95パーセント以上としている。</p> <p>しかし、収入報告は、居住者の義務である、居住の実態や収入を確実に把握し、収入に応じた使用料の決定に必要である、地域住宅交付金の受入れに必要であることから、局は収入認定率について、100パーセントを求めるべきであり、目標率95パーセント以上と設定していることは、適切でない。</p> | <p>平成20年度の指定管理者の仕様書において、下記の内容に変更済である。</p> <p>未提出世帯への督促等を行う。提出のあったものは、10月1日を目途として収入認定を行う。翌年度4月1日までに全ての世帯の収入認定を行うこと。やむを得ない事情により認定できない世帯があった場合でも、96%以上の認定率(認定率:認定済み数(閲覧調査によるものを除く)÷要調査件数)を確保する。</p> |
| 都市整備局 | 都営住宅等の管理業務に係る物品の管理を適切に行うべきもの | <p>局は、指定管理者に管理業務を行わせるに当たって、基本協定により、システム端末機器や竣工図面などを貸与している。</p> <p>しかし、基本協定には、貸与物品の品名だけが記載され、設置場所及び数量が明示されておらず、適切でない。</p> | <p>基本協定の貸与品一覧に都営住宅管理総合システム端末機器等の設置場所及び数量の記載を追加した。</p> |
| 環境局 | 檜原都民の森等の管理対象施設の範囲を明確にすべきもの | <p>局は、指定管理者の募集要項において、管理対象施設を示すとともに、基本協定において、対象施設の名称、所在地、面積、平面図、主要公園施設を規定している。</p> <p>ところで、公の施設内にあり、別途、局が使用・管理許可している施設は、指定管理者の管理対象範囲から除外すべきものであるが、その施設が協定に明記されていないため、管理対象施設の範囲が不明確となっている。</p> | <p>平成20年度の基本協定を変更し、局が使用・管理許可している施設を指定管理者の管理対象施設から除外し、指定管理者の管理対象施設の範囲を明確化した。</p> <p>今後は、この協定に基づき、財産の管理を適切に行っていく。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------------------|--|---|
| 環境局 | 年間事業計画書の承認及び検証を適切に行うべきもの | <p>局は、檜原都民の森ほか4施設の管理を指定管理者に委託しており、指定管理者は、年間事業計画書を都に提出しなければならないが、その年間事業計画書について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>指定管理者が行う管理業務の内容、履行方法等については、管理運営要綱で定めるべきだが、局は、要綱においてその規模（回数、参加人員）等の基準を示していない。</p> <p>このため、管理業務の規模等が、指定管理者に委ねられている状況となっており、適切でない。</p> <p>奥多摩湖畔公園山のふるさと村におけるバーベキュー施設については、指定管理者が、管理を受託した時点で、売店からバーベキュー器具を借りた者以外は利用できない状況にあったことから、誰もがバーベキュー施設を利用できるように改善するとして年間事業計画書を提出した。</p> <p>局は、年間事業計画書の承認の時点で、当該器具を借りた者以外は利用できない状況を直ちに改善させるよう、指導すべきであったにもかかわらず、これを行わなかったことは、適切でない。</p> | <p>平成20年度に自然教室等環境教育活動に関する基準として、「東京都環境局指定管理者制度における自然教室等環境教育活動の目標設定及び評価基準」を策定した。</p> <p>各指定管理者には、平成20年度からこの基準に基づき、自然教室等を企画運営するよう通知した。</p> <p>平成19年度に指導し、現在は、売店からバーベキュー器具を借りた者以外は利用できないような状態は解消されている。</p> |
| 環境局 | 大島公園海のふるさと村等の利用者満足度の把握・検証を適切に行うべきもの | <p>局は、大島公園海のふるさと村、奥多摩湖畔公園山のふるさと村について、施設利用者の満足度を把握するためにアンケートを実施しているが、実施状況について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>大島公園海のふるさと村では、アンケートを実施したところ、42件の回答が寄せられたが、局は、42件の回答では評価する件数としては十分ではないと判断し、利用者満足度の評価対象としていない。このため、利用者満足度が検証できない状況となっている。</p> <p>奥多摩湖畔公園山のふるさと村では、公園の主要施設であるクラフトセンター（木工・陶芸教室等）、ケビン（宿泊施設）の利用者に対しては、アンケートを実施しているが、総合案内所等の機能を持ち利用者の拠点となるビジターセンターでは、アンケートを実施しておらず、利用者満足度が十分に検証できない状況となっている。</p> | <p>「東京都環境局指定管理者制度におけるアンケート実施方針」を策定し、各指定管理者に、平成20年度からこの方針に基づき、運営するよう通知した。指定管理者は、海のふるさと村及び山のふるさと村ビジターセンターで、平成20年4月からアンケート調査を実施した。その結果を受け検証した結果、「満足」・「まあ満足」の割合が、両ふるさと村ともに95パーセント以上であり、要望・苦情等の意見には、すみやかに対応しているなど、施設運営が良好であると評価した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|-----------------------------------|---|--|
| 環境局 | 体験教室等に係る参加費の取り扱いを適切に行うべきもの | <p>局は、檜原都民の森ほか4施設について、指定管理者に体験教室等を実施させ、参加者から材料費等の実費相当額を参加費として徴収させている。</p> <p>しかし、局は、参加費の取扱いについて、年度協定に定めていないことから、その収支について報告を受けておらず、収支状況が把握できない状態となっており、適切でない。</p> | <p>平成20年度に体験教室等に係る参加費の取扱いに関する基準として、「東京都環境局指定管理者制度における自然教室等環境教育に係る実費の徴収について」を策定した。</p> <p>平成20年度からこの基準に基づき、指定管理者から毎月の実施報告書、領収書を提出させ、参加費の収支状況を適切に把握している。</p> |
| 環境局 | 檜原都民の森等の管理対象施設における財産の管理を適切に行うべきもの | <p>指定管理者に管理委託している施設の財産のうち、公有財産に該当するものは、原則として、公有財産規則に基づき公有財産として登録されるべきものであるが、基本協定に記載されている財産と公有財産台帳とを突合したところ、相違している事例が認められた。</p> | <p>平成20年度に基本協定を変更し、指定管理者が管理する管理対象財産の範囲を明記するとともに、公有財産台帳と相違していた財産については修正し、適正に管理している。</p> |
| 福祉保健局 | 年間事業計画書の承認及び事業実施結果の検証を適切に行うべきもの | <p>局は、品川景德学園ほか36施設の管理に係るそれぞれの基本協定において、指定管理者は、年度協定締結後、事業計画書に基づく年間事業計画書を、また年度終了後には事業報告書を、都に提出しなければならないとしている。</p> <p>ところで、事業計画書で提案している取組については、その概要、取組方針及び実績等について、年間事業計画書及び年間事業報告書に記載する必要がある。</p> <p>しかし、事業計画書で提案され、平成18年度にその事業が実施されているにもかかわらず、年間事業計画書及び年間事業報告書に記載がないものが見受けられた。</p> | <p>指定管理者が事業計画書で提案した内容が記載された年間事業計画書及び年間事業報告書について、局は、その内容等を平成19年度の年間事業報告書及び平成20年度の年間事業計画書において検証し、承認を行った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-------------------------------|---|--|
| 建設局 | 事業実施結果を適切に把握・分析し、翌年度に反映すべきもの | <p>局は、公の施設の管理を委託するにあたり、指定管理者の収入分と指定管理者が東京都に納入する分を基本協定で定めており、納入金額の協議、決定に際しては、収支計画書及び事業実施計画書等を提出しなければならないとしている。</p> <p>ところで、中野駐車場の事業計画書を見たところ、平成18年度当初の計画では、時間貸利用に加えて、定期貸利用の導入を計画していたが、時間貸しの需要が高いことから、定期貸しは実施していない。また、局は、定期貸利用が導入されていないことを把握しているにもかかわらず、定期貸利用を計上した収支計画により平成19年度の年度協定を締結しており、事業の結果が反映されていないものとなっている。</p> <p>局は、事業結果を適切に把握・分析し、翌年度に反映されたい。</p> | 平成20年度の中野駐車場収支計画書においては、平成19年度実績を踏まえ、四輪車・自動二輪車ともに時間貸し利用として収支計画書に計上した。 |
| 建設局 | 公園等の管理対象施設の範囲を明確にすべきもの | <p>局は、指定管理者の募集要項において、管理対象施設の概要について、所在地、面積、平面図、主要公園施設を示すとともに、基本協定において、管理対象施設の名称及び所在地を規定している。</p> <p>しかし、管理対象範囲から除外されるべき管理・設置許可施設が協定に明記されていないため、管理対象施設の範囲が不明確となっている。</p> | 各指定管理者に対し、平成20年9月29日付け通知により、管理許可施設を示す図面及び一覧表を提示し、管理対象施設の範囲を明確にした。 |
| 建設局 | 公園等の管理対象施設における物品の管理を適切に行うべきもの | <p>公園等の管理運営に伴い業務に必要なものとして、局が貸与している物品等について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>局は、公園の野球場、テニスコート、サッカー場等のスポーツ施設の利用申込受付業務については、東京都スポーツ施設予約管理システムにより行うこととしており、このシステムの端末機等を設置し、使用、管理させているが、当該機器（31公園、端末機37台等）について、その設置場所及び台数などが協定書に記載されていない。</p> <p>局は、霊園の管理業務を用いるため、東京都霊園管理システムの端末機等を設置し、使用、管理させているが、当該機器（8霊園及び財団法人東京都公園協会本社、端末機19台等）について、その設置場所及び台数などが協定書に記載されていない。</p> | 局が貸与している東京都スポーツ施設予約管理システム及び東京都霊園管理システムの端末機等について、基本協定を「都がリースした物品で、業務の実施に必要な物品について、一覧表を指定管理者に示し使用させるものとする。」と一部改定し、借用物品台帳に設置場所及び台数などを記載して、指定管理者に提示した。今後とも、管理対象施設における物品の管理を適切に行っていく。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---------------------------------|--|--|
| 港湾局 | 海上公園等の管理対象施設における物品の管理を適切に行うべきもの | <p>局は、指定管理者に管理業務を行わせるに当たって、基本協定により、管理対象施設の物品を使用させている。</p> <p>この物品は、原則として、備品として登録されるべきであることから、備品登録データと突合したところ、備品登録漏れや基本協定への記載漏れ等が認められた。</p> <p>また、局は、海上公園のスポーツ施設の利用申込受付業務については、東京都スポーツ施設予約管理システムにより行うこととしており、このシステムの端末機等を設置し、使用、管理させているが、当該機器（2公園、端末機6台等）について、その設置場所及び台数などが協定に記載されていない。</p> | 平成20年3月31日までに、指摘の備品については、適正に登録整理を行った。また、協定未記載の端末機器については、指定管理者へ所有物品の追加等を通知した。 |

〔平成19年行政監査（公共交通機関の整備・運営について）〕

| 対象局 (団体) | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の 概要 |
|----------------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 都市整備局 (多摩都市 モノレール 株式会社) | 釣り銭準備金 の見直しについて | <p>多摩都市モノレール(株)では、自動券売機ごとに通常準備すべき釣り銭の額を定めているが、その額では釣り銭が恒常的に不足するため、毎日、ほぼ全ての無人駅で、釣り銭確保のための作業を行っている。</p> <p>多摩都市モノレール(株)は、効率及び事故防止の点から釣り銭準備金の額を見直す必要がある。</p> | <p>平成20年10月1日から、釣り銭準備金の額を見直した。</p> |
| 都市整備局 (多摩都市 モノレール 株式会社) | 窓口現金引継簿の活用について | <p>窓口における不足運賃の収受などは、駅務員が交代で行っているため、交代に当たって窓口の現金有り高を確認し、これを帳簿に記録すべきものである。</p> <p>しかし、多摩都市モノレール(株)では、窓口締切時の現金有り高が窓口締切直前の引継時の現金有り高よりも減少しているが、原因が明らかでない事例が見受けられた。</p> <p>窓口で収受した不足運賃は売上データを得られないことから、できる限りその適正性を担保するため、窓口引継簿の現金有り高の記録を窓口の締切時に利用する必要がある。</p> | <p>平成20年7月1日より、窓口には不足賃収納器を設置し、不足賃の現金有り高のより確実な把握に努めている。</p> <p>また、同年10月1日から、締切時に窓口引継簿を活用し、締切計算書との突合を図り、駅務システムへの入力時に活用している。</p> |
| 港湾局 (株式会社 ゆりかもめ) | 鉄軌道設備修繕計画を作成し、これを踏まえた長期資金計画を策定すべきもの | <p>(株)ゆりかもめでは、既に走行路等の計画修繕を必要とする状態となっており、線路設備(インフラ部)については、平成20年度以降の修繕計画を定めている。</p> <p>しかし、会社の保有設備である電路設備及び車両などインフラ外部については、年度によって数億から数十億の規模の設備更新の必要性を認識しながら、修繕計画を策定しておらず、将来における設備投資の必要額を平成19年5月に作成した長期資金計画に反映させていない。</p> <p>会社は、鉄軌道設備修繕計画を作成し、これを踏まえた長期資金計画を策定する必要がある。</p> | <p>平成20年3月に「(株)ゆりかもめ鉄軌道設備修繕計画」を作成し、同計画を反映させた「(株)ゆりかもめ長期資金計画」を同年6月に策定した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|--------------|---|---|
| 交通局 | 現金有り高の認識について | <p>交通局の駅では、乗車券の払戻などをする場合、乗車券と引換に運賃の返還を行う。払戻原券等は、締切時においても払戻を行った証票として取り扱っている。</p> <p>本来、払戻原券等を紛失すると、乗客に返還した額が、また、駅務システムへの払戻データ入力時に入力を忘れると、入力漏れの額が、過大な売上げデータとして認識される。この場合、売上データが過大となっている額だけ現金有り高が不足し、後日、売上データを減額修正すると、払戻等を行った日の不足金が解消することとなる。</p> <p>しかし、実際には、後日、売上データを正しく減額修正すると、減額分だけ現金有り高が多くなっている事例が見られた。このことから、払戻等を行った当日には現金あり高を売上げデータに合わせていることがわかる。</p> <p>局は、現金有り高を売上データに合わせず、現金有り高をそのまま収入額として認識する必要がある。</p> | <p>平成20年3月26日付け事務連絡により、日計確定時には、券売機等各号機及び窓口ごとの現金あり高の過不足だけでなく、総日計データと総現金あり高に過不足がないか確認し、過不足が生じている場合には、入力漏れ等がないか再度確認する等、原因を調査した上で日計確定を処理するよう周知を図った。</p> |

〔平成19年各会計定例監査〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-------|--------------------------|---|---|
| 都市整備局 | 都民住宅に係る業務委託契約について（履行の確認） | <p>住宅政策推進部は、都民住宅への入居に係る募集・資格審査業務、収入認定調査業務などを東京都住宅供給公社へ業務委託しているが、この契約について見たところ、次のとおり適切でないものが認められた。</p> <p>公社が行う委託業務について仕様書に定める収入認定等の報告や入居者等のデータ提出は受けているものの、これらは審査業務等を行った結果の報告であり、業務経過の報告とはなっていない。委託された入居資格審査業務や収入認定業務などは部が定める審査基準に基づき審査を行うものとされているが、その基準どおりに業務が行われているか、部が業務の適正性について検証を行っていることが確認できない。</p> <p>委託料の精算時において執行実績額の裏づけとなる公社の会計帳票、証拠書類などの検証を行わないまま、公社からの経費科目ごとの金額を記載した経費精算書のみにより経費の精算を行っている。</p> | <p>平成19年度都民住宅の管理に係る検査マニュアルを作成し、マニュアルに沿ったより客観的な検証を行うために、今年度も実地検査を予定している。</p> <p>委託料の積算に当たり、公社の都民住宅受託業務原価の勘定科目にかかる資金の支払状況を確認した。</p> |
| 都市整備局 | 都民住宅に係る業務委託契約について（概算払） | <p>住宅政策推進部は、都民住宅への入居に係る募集・資格審査業務、収入認定調査業務などを東京都住宅供給公社へ業務委託しているが、この契約について見たところ、次のとおり適切でないものが認められた。</p> <p>部は、各四半期に必要な委託料を、公社からの執行計画により、前期の残金である繰越金を差し引き支出している。特に、第4四半期分の委託料については、公社からの執行計画金額が他の期間に比較し多額であるにもかかわらず、その支出に当たり、実施予定内容の精査を行わないまま、執行済み金額と契約金額との差額（約9,807万円）を平成19年2月に支払っている。このため、委託業務終了後、同年2月に支払った委託料の半分以上の約5,263万円を戻入させる結果となっている。</p> | <p>平成19年12月に、実施予定内容の精査をして契約の減額変更を行い、精算時における戻入額718万7,930円とした。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|-----------------------------|--|---|
| 都市整備局 | 住宅供給公社の業務について適切な確認を行うべきもの | <p>都営住宅経営部は、都営住宅に関する様々な管理業務（収納業務、入居者管理業務、設備保守点検業務、募集業務、財産管理業務等）を、東京都住宅供給公社を指定管理者として又は委託先として、行わせている。</p> <p>公社が26万戸の都営住宅等の管理業務を漏れなく正確に実施しているかについて、部がどのように確認しているかを検証したところ、部は、公社が行っている業務の手順を具体的に把握し、確認すべき内容と確認方法を定める必要があるにもかかわらず、これらを行っていない、部と公社がともに業務に利用している都営住宅管理総合システムは、事務処理に漏れないか、また、事務処理が正確であるかを確認できる機能を備えていないなどとなっており、業務が適切に行われているかを確認していないことが認められた。</p> <p>部は、確認すべき業務内容や確認方法を定めるとともに、効率よく検証を行えるようシステムを改修し、公社が行っている業務が漏れなく正確に行われているかについて確認されたい。</p> | <p>公社における業務の手順を把握し、履行確認方法及び実地検査における検証方法をマニュアルに定め、実地検査により確認した。</p> <p>指定管理者が行う主要な業務について、システムによる処理件数と指定管理者の実績報告を突合した。</p> |
| 都市整備局 | 住宅等管理業務委託にかかる概算払いを適切に行うべきもの | <p>都営住宅経営部は、都営住宅等管理業務委託の実施に伴う住宅供給公社の資金不足を回避するため、毎月、概算払いにより、公社に委託料を支払っている。</p> <p>しかし、毎月の委託料執行残を見ると、10月以降、前月の概算払い額を上回る執行残が生じていることから、資金的余裕が生じていることが認められる。</p> | 平成19年度においては、概算払いの金額を精査し、各月とも前月の概算払い額を上回る執行残のないよう、支払を行った。 |
| 病院経営本部 | 特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの | <p>医科診療報酬点数表によれば、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下「特定保険医療材料」という。）を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数に加え、使用した特定保険医療材料の所定点数を請求することとされている。</p> <p>ところで、駒込病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。</p> | レセプトが返戻されたことから、平成20年1月に3件、同年6月に1件の再請求を行った。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|-----------------------------|--|---|
| 産業労働局 | 島しょ事業所における運営経費の支払方法を改めるべきもの | <p>島しょ農林水産総合センターは、島しょに所在する大島事業所及び八丈事業所を所管し、経理及び契約に関する事務は、港区竹芝に所在するセンターが一括して行っている。</p> <p>ところで、各事業所の経費の支払状況を見たところ、大島事業所では年間約2,462万円、八丈事業所では年間約2,766万円の前渡金をセンターから受領し、現金で支払っていることが認められた。</p> <p>しかし、前渡金の主な用途である船舶燃料費や建物管理委託関係費などは、契約による口座振替払いが可能なものであり、公金の適切かつ安全管理の観点からも、経費の支払方法についてはできる限り現金によらないことが望ましい。</p> | <p>センターでは、船舶燃料や建物管理委託関係費など契約による口座振替払いが可能なものについて、平成20年度までに支払方法の変更を行った。また、農林水産部では、平成20年3月18日付けで前渡金の取扱いに関する基準を設け、原則として現金によらない支払方法とするようセンターに指導した。</p> |
| 産業労働局 | 林道に敷設された工作物を公有財産台帳に登録すべきもの | <p>農林水産部が管理をしている林道には、トンネルや橋りょうなどの工作物が敷設されているが、それらは林道規程に基づき林道台帳で管理されているものの、都の財産として公有財産台帳に登録されていない。</p> <p>また、新公会計制度に基づく財務諸表は、都道のトンネルや橋りょうなどをインフラ資産として資産計上しているが、林道の工作物は都の資産として計上していない。</p> <p>部は、林道に敷設された工作物を公有財産台帳に登録されたい。</p> | <p>林道の工作物については、平成20年3月に公有財産として取り扱うこととし、公有財産台帳への登録方法及び財務諸表上の処理方針を定めた。また、公有財産台帳への登録作業については、同年6月に試行として1路線の登録を行った。これらを踏まえて、同年7月に今後のスケジュールを策定し、平成22年3月末までに完了させるよう着手した。</p> |
| 中央卸売市場 | 市場施設使用料に係る未収金の回収に努めるべきもの | <p>市場内の事業者のうち、仲卸業者、関連事業者は、条例に基づき、保証金を預託しなければならない。また、この保証金は、施設使用料等の滞納が発生した場合には、一定の手続を踏んだうえで、施設使用料に充当することができる。</p> <p>大田市場では、平成17年度以前に発生した未収金のうち、解消されていないものは953万9,751円あり、この中には、滞納額が保証金の額を上回っているにもかかわらず、保証金が施設使用料に充当されていない事例が認められた。</p> <p>市場は、保証金を充当する等、施設使用料に係る未収金の回収に努められたい。</p> | <p>保証金充実に該当する仲卸業者等は、7社が対象であり、そのうち、2社は平成14年に廃業したことから保証金を充当し、1社については平成19年6月に施設使用料の未払分を完済している。残り4社については、平成20年10月に保証金を充当する処理を行った。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|------|-------------------------|--|--|
| 水道局 | ファイルサーバの保守実施時間について | <p>水道局では、事務系ネットワークにおいて利用するサーバ等の保守実施時間を、平日の午前8時から午後9時までとして、保守料率を物件価格の12%としているものと、保守実施時間を毎日24時間として、保守料率を物件価格の18%としているものがある。</p> <p>しかし、十分に冗長化を確保した仕様のサーバを導入していることから、保守実施時間を平日の午前9時から午後5時（平日昼間）の間としても、障害のため利用不能となる可能性は極めて低いこと、水道局事務系ネットワークは事務処理を目的とするネットワークであって、ネットワークの停止により業務が継続不能となるような基幹業務用のものではないことから、保守実施時間を平日昼間に限ったとしても支障はない。</p> | <p>平成20年1月25日策定の局情報セキュリティポリシーに基づき、ファイルサーバ（以下「FS」という。）の保守実施時間の見直しを行った。FSは事業所ごとに設置しているため、事業所ごとに保守実施時間を決定するが、3事業所について、昼間の保守へ変更した。</p> <p>また、各営業所のFSを支所のFSへ統合する作業を行い、設置台数を21台削減した。</p> |
| 下水道局 | 庁舎の使用に係る事務手続きを適正に行うべきもの | <p>南部建設事務所は、庁舎賃貸借契約により、平成11年度から芝浦水再生センター敷地内の庁舎（軽量鉄骨造り：延床面積629.38㎡）を同所工事第二課の事務室として使用しているが、この庁舎の設置に当たり、所は建築主として、建築基準法に基づいて、地元区の許可を受ける必要があるにもかかわらず、同法に基づく許可申請を行っておらず、現在に至るまでこのような状態のまま使用していることは、適正でない。</p> | <p>平成20年8月7日付けで当該庁舎の撤去作業を締結し、同年10月3日に撤去を完了した。</p> |

〔平成18年度決算審査（公営企業各会計）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|------------------------|--|---|
| 交通局 | 勘定科目間の振替処理を適正に行うべきもの | <p>局は、局全体に係る資産及び経費については、仮勘定に一時的に計上し、決算時に、それぞれの会計に振替えることとしている。</p> <p>ところで、平成19年度から稼働した東京都交通局新財務会計システム構築のための委託契約の振替処理について見たところ、建設仮勘定として交通事業会計及び高速電車事業会計に計上されていた金額と、無形固定資産として振替えた金額とが合致していなかった。</p> | 平成19年度決算時に過年度損益修正処理した。 |
| 交通局 | 過年度損益修正損益の表示を適切に行うべきもの | <p>局は、日暮里舎人線貸付金利息及び債券利息2,445万9,453円を適切な事業会計に振替える過年度損益修正を行っているが、これに係る会計処理について見たところ、過年度損益修正損を雑支出に、過年度損益修正益を雑収入にそれぞれ計上している。</p> <p>一方で、局は、土地の売却損46万6,556円及びトロッコの売却損83万6,205円を、特別損失である固定資産売却損として計上している。</p> <p>局は、過年度損益修正に係る損益を特別損益に計上しない理由として、その金額が僅少であることとしているが、土地の売却損及びトロッコの売却損と比較すると、その金額は多額であることから、表示の一貫性に欠け、適切でない。</p> <p>また、過年度損益修正は每期経常的に発生する性質のものではないことから、過年度損益修正損を雑支出に、過年度損益修正益を雑収入にそれぞれ計上していることは適切でない。</p> <p>局は、過年度損益修正損益の表示を適切に行われたい。</p> | 過年度損益修正処理にかかる経理指針を策定し、これに基づき平成19年度決算時の処理を行った。 |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 交通局 | 権利変換に係るより適切な会計処理について検討すべきもの | <p>局は、茗荷谷駅前地区市街地再開発組合を相手方として、土地の権利変換計画に同意しているが、この取引に係る会計処理について見たところ、以下の問題点がある。</p> <p>「公営企業の経理の手引き」によれば、交換による経理処理の適用については、「概ね等価交換に限定するとともに、交換する固定資産は同種類というような場合に限定すべき」としている。</p> <p>しかし、当該事例は、同種類の固定資産の取引というよりも、局が保有している土地を提供する代わりに、市街地再開発による新たな土地及び建物を交換差金とともに取得する形態の取引であると認められる。また、提供した土地の対価の一部として譲り受ける建物及び交換差金の合計額も、譲渡土地の時価の20%を超える(24.3%)のものであり、企業会計の慣行からは、等価交換とは認められないものである。</p> <p>交換差金(4億5,450万6,000円)の受取りは、資本取引とはいえず、これを資本剰余金とすることは、適切でない。</p> <p>建物を譲り受ける権利は、資産形成のため投下した原価ではなく、資産譲渡の対価たる受取債権としての性格を有するものであり、これを建設仮勘定に計上することは、適切でない。</p> <p>したがって、〃、〃を踏まえると、局は、この取引には交換による経理処理を適用せず、土地の含み益がすべて実現したことを示すため、提供した土地の時価と帳簿価額の差額(22億4,514万9,383円)を土地売却益として処理すべきである。また、〃を踏まえると、建物を譲り受ける権利は、受取債権に計上すべきである。</p> | <p>総務省と調整した結果、当該案件については、次のとおり処理した。</p> <p>交換差金については19年度決算処理において過年度修正処理した。また、建物を譲り受ける権利は、平成20年9月18日付けで「建設仮勘定」から「その他投資」へ異動処理した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---------------------------------|---|--|
| 交通局 | <p>総勘定元帳内訳簿の数値の検証を適切に行うべきもの</p> | <p>平成18年度交通局所管各会計の総勘定元帳内訳簿について見たところ、以下のとおり数値が適切でない事例が認められた。</p> <p>預り金は、負債のため、期首残高は貸方残でなければならないところ、各会計において、給料手当源泉所得税預り金の平成18年度期首残高が借方残となっていること。</p> <p>源泉所得税預り金は、所管庁（税務署）に支払った時点で、同額が借方に記帳され、差し引きゼロとなるべきところ、高速電車事業会計及び電気事業会計の期末手当源泉所得税預り金が、平成18年度期中において、まったく増減がなく、期首残高と同じ金額が期末残高となっていること。</p> | <p>新システム導入時に誤って振替えた金額を正当科目へ振替処理するとともに、システム上の誤りを修正した。</p> |

〔平成18年行政監査（都の土地及び建物の管理について）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----------|---------------------------|---|--|
| 生活文化スポーツ局 | 庁舎の一層の活用に向けて検討すべきもの | <p>調布庁舎（味の素スタジアム内）の会議室等の施設使用状況について見たところ、平成17年度において、会議室（5室）の稼働率が一番多いところで27.9%に止まっていることが認められた。</p> <p>稼働率の向上を図る、又は、施設利用区分の見直しを行うなど、庁舎の一層の活用に向けて検討されたい。</p> | <p>平成25年の東京国体のため、平成20年度に教育庁から移管されたものであり、国体開催準備に向けて、東京都ウエイトリフティング協会、東京都なぎなた連盟などの競技団体がスポーツ関連事業として利用している。</p> |
| 都市整備局 | 建替事業により生じた用地の活用方針を検討すべきもの | <p>都市整備局は、老朽化した都営住宅の建替事業を順次行っているが、住宅が集約化・高層化されることによって、新たに用地が生じる。これらの用地の活用状況について見たところ、上砂町一丁目アパート、多摩湖町一丁目第2団地、東久留米幸町一丁目団地については、一部の用地が十分に活用されていない状況にある。</p> <p>局は、都営住宅の建替事業により生じた用地について、長期的利用に向けた活用方針の作成について検討されたい。また、用地の一時的利用も含めた活用方策について検討されたい。</p> | <p>平成20年度及び21年度事業として、都営住宅を建設する。</p> <p>平成21年度に測量等を行い財務局に引き継ぐ。</p> <p>平成20年度末までに、財務局に引き継ぐ。</p> |
| 環境局 | 土地及び建物の利活用に向けた取組を進めるべきもの | <p>局は、豊島区池袋本町にある旧池袋清掃事業所の土地について、平成12年4月1日に、清掃車の車庫用地として豊島区に貸し付け、貸付期間の終了に伴い、平成17年4月1日に返還を受けた。</p> <p>その後は、隣接する一部の民有地との境界が確定できないまま、普通財産として現在まで管理している。</p> <p>しかし、監査日（平成18.10.3）現在、いまだ解決に至っていない状況となっている。</p> <p>当該場所は、東武東上線下板橋駅から至近距離にあり、利便性の高い場所であることから、局は、境界確定を早急に行うなど、土地及び建物の利活用に向けた取組を進められたい。</p> | <p>豊島区、財務局、環境局の3者で調整し、次のように決定した。</p> <p>施設の解体工事は財務局が行い、更地にした後、財務局へ用地を所管換えし、豊島区へ用地を売却する。</p> <p>豊島区は、防災施設等として利活用を図る予定である。なお、民有地との境界確認は、豊島区が都から用地を購入した後に、豊島区が行う。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 環境局 | 庁舎の有効活用について検討すべきもの | <p>局は、環境科学研究所分室の主たる執務スペースを、中防合同庁舎に設置している。</p> <p>ところで、分室の所管する研究テーマ及び職員数は、清掃事業の移管に伴い年々減少している一方、分室の執務スペースについては十分な見直しが行われておらず、監査日(平成18.10.2)現在、各研究室等には、使用されていない機器類が保管され、また、机上に放置されている状況が確認された。</p> <p>局は、分室の執務スペースについて、真に必要な面積等を精査し、有効活用について検討されたい。</p> | <p>平成19年4月1日付けで財団法人東京都環境整備公社に環境科学研究所の業務を委託した際に、公社において研究スペースとして有効活用を図ることとした。</p> <p>その後、廃棄物に係る民間企業の実証研究事業の実施場所として位置付け、利用事業者の公募を開始しており、平成20年11月中に事業者を選定する予定である。</p> |
| 建設局 | 速やかに原状回復を求めるなど、適正な管理を行うべきもの | <p>建設局西多摩建設事務所において道路監察日誌を見たところ、Aが都道169号線の植え込み(街路樹)を無断撤去し、歩道の切り下げ工事を無断で施行したことについて、Aに原状を是正し、回復するよう申し入れたと報告されている。</p> <p>しかし、所は、申し入れ後に、是正指導の具体的な方法等について検討していたものの、監査日現在までAの自宅を一度訪れただけであり、それも、Aが不在であったため、申し入れ後の是正指導が実態として行われていないことが確認された。</p> <p>都道は都民共有の財産であることから、所はAに対して、速やかに原状回復を求めるなど、適切な管理を行われたい。</p> | <p>Aは原状回復等を了承し、平成20年4月14日に申請書を提出した。同年4月、5月に原状回復及び建物解体のための新規切り下げをAが自費工事で施行し、所は、同年5月2日工事完了届を受領するとともに、現場を確認した。</p> |

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|---------------------|---|---|
| 建設局 | 遊休化した建物の利活用に努めるべきもの | <p>建設局第三建設事務所は、新宿区下落合一丁目に、工区事務所の統廃合で廃止された旧第三工区事務所の土地（355.41㎡）及び建物（延床面積：281.52㎡）を、行政財産として所有している。建物は、平成5年度に建築され2階建て、5室及び倉庫からなっている。</p> <p>ところで、所は、当該建物について、統廃合後も一部を倉庫、会議室として利用しているものの、会議室の利用状況は週1回程度と低いものとなっている。</p> <p>しかし、建物は、駅から至近距離にあり立地条件も良いことから、局内他部所、あるいは庁内外への利用照会をすることなどにより、遊休化した建物の利活用が可能である。</p> <p>所は、建物の価値を最大限に発揮できる多様な取組、工夫を行い、遊休化した建物の利活用に努められたい。</p> | <p>J R高田馬場駅から徒歩5分という立地の良さと、準工業地域という用途地域から、事業用地の代替地としての利用要望が当所用地課よりあったため、現在売払いに向けての準備を進めている。</p> <p>平成20年7月に建物取壊し、同年8月に隣接地主境界立会いを行った。</p> <p>今後のスケジュールとして、平成20年11月に土地用途廃止し、平成21年1月に代替地として売払う予定である。</p> |

〔平成18年行政監査（病院における収入管理について）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|----------------------------|---|---|
| 病院経営本部 | 病院間におけるマスタ及び業務の標準化を推進すべきもの | <p>都立病院情報システム構築に当たり、業務フローの見直しを十分に実施しなかったことなどから、病院相互間の医事業務の標準化、共通化が十分でないなど、システム導入効果が十分に発揮できていない事例が見受けられる。</p> <p>システム化費用の発生を極力抑え、効率的、効果的な情報化投資を行うため、本部は、病院所管の部門システムも含めた病院情報システム全体について情報を集積し、問題点を洗い出すなどして、病院間におけるマスタの共通化や業務の標準化などをさらに推進する必要がある。</p> | <p>病名コードの共通化は、4病院が平成19年9月末、府中病院が平成20年1月末に対応し、電子カルテ導入5病院の共通化が終了した。また、松沢病院においても、平成20年3月に完了した。この他の病院においては、電子カルテの導入に併せて対応する。</p> <p>その他のコード共通化については、厚生労働省が電子的診療情報交換推進事業（SS-MIX）を推進しており、当該事業の進捗状況を注視した上で採用コードを決定することとする。</p> |

〔平成18年各会計定例監査〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------------------|---------------------------------|---|---|
| 福祉保健局 (生活福祉部) | 事務処理マニュアルを整え、たうえで適正な徴収事務を行うべきもの | <p>滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があるが、局における収入未済金の徴収事務について見ると、適正でない事務処理が多数見受けられた。</p> <p>このことから、局として債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成する必要がある。総務部は、適切な規定を定め、徴収事務マニュアルを作成されたい。</p> <p>また、部及び所は、適正な徴収事務を行われたい。</p> | <p>総務部作成の債権管理事務処理要綱及び滞納整理事務処理マニュアルを元に、平成20年3月に介護福祉士等修学資金、同年10月に同和生業資金及び同和応急生活資金に関する滞納整理事務処理マニュアルをそれぞれ作成した。</p> <p>また、それらのマニュアルに基づいて適正な債権管理と徴収事務を実施していく。</p> |
| 福祉保健局 (少子社会対策部) | 事務処理マニュアルを整え、たうえで適正な徴収事務を行うべきもの | <p>滞納している債権を回収するためには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があるが、局における収入未済金の徴収事務について見ると、適正でない事務処理が多数見受けられた。</p> <p>このことから、局として債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成する必要がある。総務部は、適切な規定を定め、徴収事務マニュアルを作成されたい。</p> <p>また、部及び所は、適正な徴収事務を行われたい。</p> | <p>総務部作成の要綱及びマニュアルに基づき、平成20年3月に少子社会対策部保育士修学資金マニュアルを作成した。その後はそれに基づき、債権管理を行っている。</p> |
| 福祉保健局 | 情報システムを改修し、徴収事務を効率的に行うべきもの | <p>児童相談センターは、児童養護施設等の児童福祉施設に入所している児童の食費など生活にかかる経費のうち自己負担分を、児童福祉施設等措置費徴収金として徴収している。</p> <p>センターでは、徴収金にかかる収入管理及び滞納整理にかかる事務を、児童相談所情報管理システムを用いて行っているが、債権者別に債権額の合計が出力されず、また、表計算ソフト等による再利用ができないため、滞納者にかかるデータを徴収事務に利用できない。</p> <p>滞納者との交渉内容を記録するための債権管理表を用意していないため、情報の管理・活用ができていないなど、効率的な徴収事務を行うことができない状況となっている。</p> <p>部及びセンターは、児童相談所情報管理システムを改修し、徴収事務を効率的に行われたい。</p> | <p>平成19年4月に、負担者ごとに債権を一覧で抽出し、選択式で一括消し込みを行う機能、時効期間満了分を除いた滞納合計額の表示機能を追加した。</p> <p>さらに、平成19年度末に滞納整理業務をさらに効率的に行うためのデータ活用機能をシステムに新たに付加した。</p> |

〔平成17年度決算審査（公営企業各会計）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|-----|------------------|--|---|
| 交通局 | 貯蔵品の計上を適正に行うべきもの | <p>局は、一定量を保管し必要に応じて使用する材料品及び被服等は貯蔵品として計理し、払い出されたときに実際に使用する会計で費用として計上している。</p> <p>ところで、貯蔵品のうち、被服について見たところ、局は、実際に使用する会計で費用計上しているものの、資産計上に当たっては、一括して交通事業会計に4,618万685円計上している。</p> <p>しかし、これらは、交通事業のみならず、高速電車事業及び電気事業においても共通して使用するものであることから、各会計にあん分し、資産として計上すべきである。</p> | <p>制服の調達から払い出しまでは、交通会計が一括管理し、他会計は、交通会計に対し調達・払出実績に応じた適切なコストを負担することとし、振替処理した。</p> |

〔平成16年度決算審査（出納長所属各会計）〕

| 対象局 | 事項 | 監査結果の要約 | 講じた措置の概要 |
|--------|------------------------------|---|--|
| 中央卸売市場 | 生体の搬入に伴う廃棄物について応分の負担を求めるべきもの | <p>中央卸売市場は、「食肉市場汚物搬出処理委託」を単価契約（推定総金額：4,534万9,605円、契約期間：平成16.4.1～平成17.3.31）により実施し、牛などの生体の搬入によって発生する手綱、おが屑、畳、わら、鼻輪等の一般廃棄物、と畜解体作業に伴って排出される産業廃棄物（腹ふん等）の運搬処分を行っている。</p> <p>ところで、当該契約において場が運搬処分しているおが屑、畳、わらは、と畜解体作業により発生するものではなく、生体の搬入に伴って発生するものであることから、生体の搬入事業者であるAに応分の経費負担を求めているのは適切ではない。</p> | <p>市場では、廃棄物の発生量の抑制に努めた結果、「畳」については持込がなくなり、廃棄物量は大幅に削減された。</p> <p>なお、生体に付着しているおが屑等についても、削減を進めていく。</p> |